

# 人間的観点からの家政学・家庭科の分析

—高等教育における家庭教育—

藤本 やす\* 宮崎 照子\* 白鳥つや子\*

An Analysis of Domestic Science and Homemaking  
Viewed from Humanity.

—A Study of Homemaking Course by the High Grade Education—  
Yasu FUJIMOTO. Teruko MIYAZAKI. Tsuyako SHIROTORI.

## 目 次

緒 言	48
I 戦前の高等教育における家庭科教育	48
A 高等教育創設とその性格	48
B 教員養成機関	49
1 師範学校・女子師範学校	49
2 高等師範学校・女子高等師範学校	50
3 臨時教員養成所	51
C 専門学校の設立とその性格	51
D 戦時下の高等教育	53
・ 青年師範学校	53
II 戦後の高等教育における家庭教育	55
A 漸定期の高等教育	55
B 新制大学の設置とその発展	56
1 新制大学の設置と家庭科・家政学の確立への道	56
(1) 新制大学の設置	56
(2) 家政学部の設置	59
(3) 東京家政大学の認可	60
(4) 日本家政学会の設立	62
2 大学制度の整備	62
C 大学院の設置とその発展	64
1 大学院の設置と家政学	64
2 大学院の発展	65
D 短期大学制度の確立とその発展	65
1 短期大学の発足	65
2 短期大学の発展	67
E 大学別科・高等専門学校等の制度と発展	69
1 大学別科の制度と発展	69
2 高等専門学校の創設	69
結 語	70
参考資料	70
引用文献・参考文献	97

\* 東京家政大学生活科学研究員

## 緒 言

家庭科・家政学と呼ばれている学問は、もともと女子教育の一環として、家庭における主婦の家事実務の習熟を目的として出発し、学校教育の教科目として認められてきたものである。人間の生活の場としての家庭、社会の一単位としての家庭を対象とし、広い分野の問題を総合しているために雑学として扱われたこともあった。また、教育としての家政指導を目的とする「家庭科」と、研究としての家政の科学である「家政学」と名称の使い方が混乱していることも事実であるが、これはその本質が理論的に明瞭にされていないために、研究の対象や方法が確立されていないからである。しかし、戦後になって、新制大学の発足と共に、家政学部が誕生し、家政学を独自の体系をもつ固有の学問として成り立たせようと種々の問題提起がなされ、これに対応し努力を重ねて今日に至っている。

生活科学研究所では、「家政学の中心に人間そのものが、実在しうる家政学のあり方について、新しい方向を模索するとともに、そのような家政学を実証的に構築する。」ことを目的として、これにとりくみ、研究所研究報告第1集～第4集にかけて、初等教育、中等教育と、人間の成長してゆく過程にそって問題の追求をしてきた。今回は、更に高等教育における女子教育に対する指向性と実際とを戦前と戦後にわけて考察する。

### I 戦前の高等教育における家庭科教育

#### A 高等教育創設とその性格

近代における高等教育機関として、学制発布以前は明治新政が旧幕府直轄の昌平坂学問所、開成所、医学所を復興し、和漢両学を中心として、これに仏・英学科を設け、西洋近代実学を外国人教師が教授するように配慮し、ヨーロッパの大学を範として、その創建を企画したが、和漢両学派と洋学派の対立により、その成果は

見られなかった。しかし東京ではすでに開成所、医学所の後身である南校（大学南校）東校（大学東校）が文部省直轄の高等教育機関として存在していた。これにより政府は将来高度の教育機関設立企画による実現への整備の緒についていた事が知られる。

この時期は西洋文化の流入もあって、明治政府直轄の長崎医学校、舎密局、その他慶応義塾三漢学舎、攻玉舎などの洋学私塾や東京洋語学校、名古屋洋学校などがあり、中には南校や東校とならぶほどの教育が行なわれているものもあった。丁度その頃学制が発布された。明治5年8月3日文部省布達13号学制の第38章で大学について「大学ハ高尚ノ諸学ヲ教ル専門科ノ学校ナリ」<sup>1)</sup>とあり、その学科として理学、化学、法学、医学、数学を提示している。後に理学、文学、法学、医学と訂正され、また卒業生に学士の称号を与えることも定められた。明治6年4月には学制の条文を追加し、大学のほか、外国人教師によって教授する高尚な学校をすべて専門学校と称するとしている。この専門学校は師範学校と同系統に属するものと考えられるように、その学術を得たものは日本語を以って、わが国の人々に教授するのを目的としていると記されており、教員養成機関の根幹をなしていたものと考えられる。明治12年太政官布告による教育令において「学校ハ小学校、中学校、大学校、師範学校、専門学校、其ノ他各種ノ学校トス、大学校ハ法学、理学、医学、文学等ノ専門諸科ヲ授クル所トス 師範学校ハ教員ヲ養成スル所トス 専門学校ハ専門一科ノ学術ヲ授クル所トス」<sup>2)</sup>とあり、大学校、師範学校、専門学校それぞれの教育目的・性格を明確にしたといえる。

明治政府がキリスト教禁制を解く（明治6年2月24日）とともに、今までにキリスト教主義の学校はなかったが、外国語を外国人宣教師より学び洋学を修めた者の中からキリスト教主義の学校を開くものが出て専門学校の設立を見るに至った。古い歴史をもっている仏教界におい

ても各宗派の教育機関も整備され創立されていた。また神道においても同様であったが、西欧思想の移入はキリスト教主義の学校が最も大きな力を持っていた。専門学校の本体をなしていたのは医学専門学校であった。明治17年には公立30校、私立2校を数え、生徒数は4188人であった。

明治12年以後、自由民権思想が盛んであった時は、これを背景に法律、政治学校が設立されていった。明治18年には私立の法律学校は全国に9校、生徒数は1575人を数えた。これらの私立の専門学校の大部分はその時代の要求に応じて、一つの学科を教授する専門学校であり、厳正の意味での高等教育機関の体制を備えていたとはいえない。東京大学成立の明治10年には官公立大学および専門学校の校数は19校、生徒数3238人に対して、私立専門学校は校数34校、生徒数1894人となり、明治18年には官公立の校数57校、生徒数7209人、私立の学校45校、生徒数4321人となっており、高等教育段階においてその教育上の力が大きくなっていたのである。この期を待っていた政府は、ここで明治5年の学制発布以来の方針であった学校の制度化を行なった。すなわち明治19年3月に小学校令、中学校令、帝国大学令および師範学校令を公布し、学校体系の基本となる諸学校の制度の確立を見た。さらに明治27年に高等学校令、明治36年に専門学校令を公布し、専門学校の制度の確立を見ることができた。明治時代後期には、小学校から中等学校へ、中学校から高等学校または専門学校へ、高等学校から帝国大学へと、その接続関係も明確となった。これは義務教育の上に接続する中等教育段階において男子には高等普通教育を授ける中学校があり、中学校卒業者の進学する高等教育機関に高等学校および専門学校が設られ、さらに高等学校の上に帝国大学があった。しかし女子の高等普通教育機関としての高等女学校、実業教育を授ける実業補習学校も義務教育終了者の進学する国民大衆の学校として位置づけられ、その上への進学は、はばま

れていた。明治32年2月7日中学校令改正の公布により、中学校は男子に須要なる高等普通教育を為すを以て目的とす、とあり、また2月8日高等女学校令の公布により、高等女学校は女子に須要なる高等普通教育を為すを以て目的とす、とあり、高等女学校は制度的に男子の中学校と区別され、別個の中等教育機関として成立し、教授内容・程度共に女子のみの特有の性格を整え、その後50余年間基本的にはその性格のまま第二次大戦後の教育改革まで固定されたままであった。

## B 教員養成機関

### 1 師範学校・女子師範学校

明治36年3月27日勅令第61号専門学校令（資料1）が公布され、この専門学校令にもとづいて女子専門学校が設置されることとなった。女子教育は封建社会においては家庭教育に依存されてきたが、専門学校令の公布によって女子の高等教育の指向性を見ることとなった。この期に至るまでの間、女子の高等教育に関しては空白の時期であった。しかし女子の介入し得る教育機関として、別系統ではあるが師範学校・高等師範学校があったことを見逃すことはできない。

明治5年学制の実施に対応すべく、これに先立って明治5年6月24日「学制実施細目ノ件伺ニ対スル太政官指令」（資料2）が布達され、小学校教師の養成が急進行なわれることとなった。小学校教師の養成には外国人教師を用い、外国人教師による新しい教授法を外国語教授法の直訳的輸入と伝達講習の方式によった形式で勉強が行なわれた。この布達にもとづいて行なわれた小学校教員養成は明治6年7月初めて第1回の卒業生を出した。これは前年に54名入学したうち卒業したものは10名であった。この少人数では小学校教師の大量需要に応じられず、短期講習によって応急措置がとられた。明治6年、7年に官立師範学校を設け、7年3月には東京に女子師範学校を開くこととなった。明治

10年には公立師範学校は91校、11年には100校となり、修業年数も2年制となった。公立女子師範学校は明治8年石川県に設けられたのを初めとして、11年までに岡山、富山、愛媛、山梨、高知、島根、青森の諸県に開設され、家事・裁縫の教科が加えられた。しかし政府の財政上からか、明治18年10月に女子師範学校は師範学校に合併されることになり、女子教員の養成は師範学校において行なうことと文部省から府県に達せられた。女子師範学校合併後の師範学校総数は57校であった。明治19年に公布された師範学校令による師範学校は、高等、尋常の二種に分け、高等師範学校は文部大臣の管理に属し、東京に官立1校を設置することとし、尋常師範

学校は府県に各一か所を設置し、修業年限は4か年、学科は倫理、教育、国語、漢文、英語、数学、簿記、地理、歴史、博物、物理化学、農業、手工、家事、習字、図画、音楽、体操とし、農業・手工及兵式体操は男生徒に、家事は女生徒に課している。師範学校の学科・授業時間配当は表1の通りである。

## 2 高等師範学校・女子高等師範学校

高等師範学校は男子師範学科及女子師範学科に分け、男子師範学科を理化学科、博物学科、文学科に分けられ、修業年限は3か年でそれぞれ独自の授業科目による教授がなされた。女子師範学科は倫理、教育、国語、漢文、英語、数学、簿記、地理、歴史、博物、物理、化学、家事、習字、図画、音楽、体操とし、修業年限は4か年である。女子師範学科の学科・授業時間配当は表2の通りである。

表1 尋常師範学校学科授業時間配当表

	第一学年	第二学年	第三学年	第四年	四年
倫理	1	1	1	1	
教育		2	8	4	28
国語	3	1			
漢文		2	2	2	
英語	5	4	3	3	
数学	4	3	3		
簿記				2	
地理歴史	3	3	3		
博物	2	2	2	3	
物理化学	2	2	2	3	
農業手工	2	2	2	6	
家事	5	5	4	5	
習字図画	4	4	1	2	
音楽	2	2	男 1	2	
			女 2	6	
体操	男 6	6	6	6	
	女 3	3	3	3	
合計	34	34	34	34	28

表2 女子師範学校授業ノ時間配当

	第一年	第二年	第三年	第四年
倫理	2	2	2	2
教育	2	2	4	14
国語漢文	5	3	2	
英語	6	4	3	
数学簿記	3	3	2	3
地理歴史	4	3	3	2
博物		3	3	2
物理化学		3	3	3
家事	3	3	4	4
習字図画	4	3	3	
音楽	2	2	2	1
体操	3	3	3	3

明治23年3月25日高等師範学校女子部を分離し、女子高等師範学校が創設された。27年10月2日に女子高等師範学校規程が制定された。明治30年10月9日に公布された師範教育によれば高等師範学校は師範学校尋常中学校及高等女学

校の教員を養成し、女子高等師範学校は師範学校女子部及高等女学校の教員の養成をする所であり、師範学校は小学校の教員の養成をする所としている。高等師範学校及女子高等師範学校は東京に各1校を設置し、師範学校は北海道及各府県に各1校もしくは数校を設置するように指示している。女子高等師範学校は明治30年10月文科、理科を置くとともに専修科、撰科生の制度を置き、32年2月には文科、理科のほかは技芸科を置くこととなった。師範教育令が公布されてから師範学校は急速に拡張され、女子の生徒数が増加し、これによって独立の女子師範学校が設置されるようになった。師範学校数・卒業生数の推移によるその拡充状況を表3によって知ることができる。

表一 3 師範学校の学校数・卒業生数の推移

年次	師範学校数	左のうち女子師範学校数	卒業生数	
			男	女
明治29	47	0	3,879	298
30	47	0	6,116	602
31	47	0	4,520	396
32	49	0	5,005	449
33	52	3	6,100	1,223
34	54	4	7,743	1,473
35	57	7	7,258	1,800
36	61	11	6,662	1,881
37	64	14	5,971	2,187
38	66	16	3,093	1,082
39	67	17	3,015	1,182
40	69	19	2,864	1,298
41	75	23	4,085	1,222
42	78	25	4,250	1,585
43	80	27	4,449	1,095
44	83	30	3,952	2,113
45	86	32	5,124	2,217
大正2	86	33	5,153	2,225

なお師範教育令によって私費生が認められるようになった。また師範学校、中学校、高等女学校の拡充に伴い中等学校教員の養成と検定の方策が整備拡充されていった。明治35年3月に広島高等師範学校、41年3月に奈良女子高等師

範学校が新設された。明治42年3月女子高等師範学校規程を改正し、東京女子高等師範学校には文科、理科、技芸科を置き、奈良女子高等師範学校は予科4か月、本科3年8か月の制度で、本科に国語漢文部、地理歴史部、数物化学部、博物家事部を置いた。44年11月東京女子高等師範学校は文科、理科、技芸科の各科をさらに第一部、第二部として6種類の専攻を認め、大正3年3月ふたたび両女子高等師範学校の学科を文科、理科、家事科の3学科に整備され、修身、教育、外国語、家事、音楽のほかは学科によって独自の科目を置くことになった。

### 3 臨時教員養成所

昭和35年3月28日臨時教員養成所官制が公布され、帝国大学直轄学校において、師範学校、中学校及高等女学校の教員を養成するに当って臨時教員養成所規程を定め、第一から第五まで5か所設立された。明治39年4月2日東京女子高等師範学校に第六臨時教員養成所が設置され、英語科が置かれた。明治42年には英語科が廃止され家事科が置かれた。なお大正10年に家事理科が置かれた。大正3年にはこの第六臨時教員養成所1校のみが存置し他は廃止されてきた。しかし再び臨時教員養成所設置の機運がたかまり、大正11年4月に臨時教員養成所規程が改正され、新しく第一から第四まで臨時教員養成所が設置された。既設の第六臨時教員養成所には家事理科、家事体操科のほかは新しく国語漢文科、理科が置かれた。その後第十六臨時教員養成所まで設置されたが、昭和8年には第六臨時教員養成所のみとなっていたが昭和14年にこれも廃止された。臨時教員養成所は社会の要望によって必要に応じ、臨時的に設置または廃校にされた中等学校教員養成機関であった。臨時教員養成所の家事科の生徒は指定学校への委託が明治45年に認められ、委託生を出していた。

### C 専門学校の設立とその性格

専門学校について従来統一の方策はなく独立の規定も設けられておらず、各種の専門学校が

必要に応じてその設置が認可されていた。明治36年3月専門学校令(資料1)がはじめて公布された。これによると専門学校は高等の学術技芸を教授する学校であると規定している。明治20年代から30年代にかけて中等学校の増設、生徒数の増加により中等教育機関の拡充はめざましく、高等教育の整備をうながされる状況となった。ここに高等教育機関として、大学の他に専門学校の存在を認め、これを正しく学校体系の中に位置づけ、高等教育機関としての果たすべき役割を明らかにした。中等教育から高等普通教育を授けることなく何んらかの専門の学芸を修めるのに入学をする学校が専門学校である。この時期には大学は帝国大学令で認められたものだけであった。専門学校令では専門学校を官立のほか公立・私立の学校を認めた。その入学資格は中学校または4年以上の高等女学校卒業者を原則とし、修業年限は3年以上と定めている。音楽、美術に関する専門学校は別に入学規程が定められた。専門学校には予科、研究科、別科を設置することが出来た。また専門学校入学検定規程を定め、男子は満17年以上、女子は満16年以上の者に受験の資格が与えられた。これは独学者の専門学校入学への機会が与えられる制度であった。また我国産業界の近代的産業は日清戦争を期としてその形態をととのえて行った社会情勢に伴って産業教員制度へとおよび、明治32年2月7日実業学校令が公布され、35年4月1日には実業学校教員養成規程が新たに制定された。これが専門学校令の制定とともに実業学校令が改正され、「実業学校ニシテ高等ノ教育ヲ為スモノヲ実業専門学校トス、実業専門学校ニ関シテハ専門学校令ノ定ムル所ニ依ル」<sup>3)</sup>という規程が加わって、実業専門学校は事実上専門学校令の規程によるものとなった。これは工業、農業、商業などに関するものを対象にしており男子向きの専門学校といえる。

専門学校令公布により、官立では医学5校、外国語、音楽、美術は各1校の専門学校の設立を見た。公立・私立の専門教育機関のうち専門

学校に認められた専門分野は、医薬学5校、法学11校、文学10校、宗教100校に達した。当時大学は帝国大学以外には存在していなかったので専門学校と大学とは制度上ははっきりと区別されていた。しかし専門学校令にもとずいた私立の学校で大学の名称をつけているものが数多く見られた。これは明治36年に文部省が1年半程度の子科をもつ専門学校に対して「大学」という名称をつけることを正式に認めていたからである。

専門学校令が実施されて以後、明治40年代から大正初年にかけて、これにもとずいた専門学校が多数設置された。特に目につくものとして日本女子大学校、津田英学塾、東京女子医学専門学校などの女子専門学校が設立されたことである。学制百年史によれば明治36年には専門学校39校、実業専門学校8校、計47校であったが明治43年には専門学校62校、実業専門学校17校、計79校となり、在籍者総数約33000人(うち女子1000人)に達していた。大正5年には専門学校は官立8校、公立5校、私立54校あわせて67校、他に実業専門学校は官立18校、公立2校、私立3校あわせて23校で総合計数は90校に達しており、生徒数は42000人(うち女子1600人)で、専門分科別にみると官立専門学校は外国語学校、美術学校、音楽学校各1校、医学薬学専門学校5校、公立・私立専門学校には医学・薬学関係11校、法学関係10校、文学関係13校、宗教関係21校、養術1校、体操1校、家政1校、植民1校 合計59校である。大正8年から15年までの間に官立専門学校は5校、公立専門学校は8校、うち6校は府県立女子専門学校である。私立専門学校は57校設置された。内訳は文学・宗教31校、薬学11校、医学・歯学系9校、経済系、芸術系各2校、体育、家政系は各1校である。女子専門学校はこの57校中、28校でそのしめる割合は高くなっている。これを期として大正末期から昭和初期にかけて次々と女子専門学校が認可された。これらの女子専門学校の多くは家事、被服関係が多く、医学、薬学関係、文

学・国語・芸術等がこれについていた。

女子の高等教育はその内容が当時の社会的欲求によった女子向きの高度の技芸と教養を高めることであった。明治10年代よりの古い歴史を持った裁縫系の学校は「裁縫の科学研究」とこれについての「補助学科」を増加することによって女子専門学校に昇格する途が開かれた。これによって大正11年に東京女子専門学校が認可され、その後大正14年に実践女子専門学校、共立女子専門学校、昭和2年に東京家政専門学校、昭和3年に和洋女子専門学校等々相次いで女子の教育機関としての専門学校が設立され、専門学校へと組織替えをした。大正15年に家事または裁縫の中等教員免許状を文部省から授与されることとなった。ちなみに東京女子専門学校と第六臨時教員養成所について見れば、明治45年3月に臨時教員養成所の家事科の生徒の指定学校の委託が認められ、同年11名が東京女子専門学校（当時は私立東京裁縫女子校）に委託され、以後大正14年まで継続され、昭和3年の卒業生を以て終えた<sup>4)</sup>。当時の女子専門学校は高等教育ならびに殊に高度の技芸を身につけ、高等女学校の教員養成の機関でもあった。また女子専門学校は女子の高等教育機関として唯一のものであった。しかし女子教育に関しては明治26年の文部省訓令によれば、女子の教育は将来家庭教育に関係することが大であるから実用的教科を教えるべきであるとし、また、明治32年高等女子学校令における女子教育に対する根本理念は家族制度にもとづく良妻賢母主義であり、この教育理念は一貫して変わることはなかった。すなわち女子の高度の教育には専門化した高い教育は必要としないとし、職業との結合に対する必要性も、当時の社会での理解は乏しく、必要とは考えられていなかった。

#### D 戦時下の高等教育

昭和6年の満洲事変は我国の教育上にもその影響がおよんでくるようになってきていた。昭和12年日華事変によりさらにその影響は大きく

なり、戦時下教育という考えが強くなっていった。昭和16年10月勅令によって、大学・専門学校および実業専門学校は16年度から在る在学年限または修業年限を臨時措置として1年短縮することができることと定め、これにより16年度は3か月短縮して12月に卒業させ、17年度には6か月短縮し9月に卒業するような措置をとった。この16年12月太平洋戦争に入ったのである。ここに戦時教育体制をとるよう要請される情勢に変化していった。18年には戦時非常措置がとられ、教育上にもきびしい要請として高等教育の戦時体制に急激な強化を示すようになった。すなわち学徒動員、勤労働員の要求が強くなり、昭和19年には決戦非常措置がとられ、緊急国民勤労働員、緊急学徒動員が急速に進展していった。昭和20年5月に戦時教育令（資料3）が発せられ、男子は戦場と工場へ、女子は工場へと動員されていったために学校としての機能はほとんど失われ、研究機能も戦時の目的への研究へと動員された。遂に学校における授業は事実上停止する方向をとった。

#### ・ 青年師範学校

昭和10年4月戦時色が強まると共に青年訓練所と実業補習学校を総合して一般の多くの青年を対象にして青年学校制度が創設され、女子には家事及裁縫が訓練科目に加えられた。戦時下にあつて社会教育として特殊な性格を持つ青年学校は昭和14年4月から義務制となった。これの教員養成機関として青年学校教員養成所が昭和10年4月に設置された。この青年学校教員養成所は青年師範学校の成立によって19年4月に廃止された。昭和19年2月師範教育令中改正によれば青年師範学校は青年学校教員となるべき者の錬成をすることを目的とすると示され、修業年限は3年、入学資格は当該学校予科を修了した者、中学校、高等女学校の卒業者となっており、男子部、女子部を置き、青年師範学校規程によれば、女子部の学科目は修身、国史、国勢、国語、教育、体錬、芸能の理数、家政、育児、保健、被服、実業、実験実習とし、その教

育の高度化をはかっている。家政について「家政、育児、保健及被服ハ我が国ノ家ノ本義ヲ明ニシ家庭ニ於ケル実務ニ関スル知識技能ヲ習得セシメ皇国女子タルノ徳操ヲ涵養シ教育者タルノ資質ヲ錬成スルヲ以テ要旨トス」<sup>5)</sup>とあり、また青年師範学校制度実施についての訓令中に「女子ニ付テハ家庭生活ニ関スル学科目ヲ中心トシテ他ノ学科目ヲ併課シ各学科目ハ理論ト實際トヲ一体トシテ修得セシムルコトニ主眼ヲ置キテ教授事項ヲ整備シ青年ニ対シ其生活ノ全体ニ互リテ指導ノ実力アル人材ノ養成ヲ期シタリ…」<sup>6)</sup>とある。これらからその教育志向を知る。それは女子と家庭生活との一体化にもとづいて家庭における生活現象全般にわたっての処理運営に対する理論と実際とその応用力に長け、これに対処し得る女子の教育を期待してその指導者の養成が行なわれていた。予科における女子

の教科を見ると国民科、理数科、家政科、体錬科、芸能科及実業とし、家政科は家政、育児、保健及被服の科目に分けられている。ここに青年師範学校女子部、予科、師範教育令による女子部の当時の学科及授業時間配当を表4、表5、表6に示す。

表5 予科教科科目及授業時数

教科科目			毎週授業時数	
			第1学年	第2学年
国民科	修身 国歴地	身語史理	1	1
			5	5
			4	3
理数科	数学物生	学象物	4	4
			4	5
家政科	家育保被	政兒健服	4	4
			4	4
体錬科	体武教	操道練	4	4
芸能科	音書図工	楽道画作	4	4
実業科			4	4
修練			2	2
総時数			40	40

表4 青年師範学校女子部学科目及授業時数

学科目	毎週授業時数			
	第1学年	第2学年	第3学年	
修身	2	2	2	教 育
国史勢	3	2		
国語	3	3	3	
教育	2	2	4	
体錬	4	4	4	
芸能	2	2	2	
理数	4			
家政	1	2	2	
育児		2	2	
保健	4	6	6	
被服	6	6	6	実 習
実業	3	3	3	
修練	2	2	2	
毎週授業総時数	36	36	36	
実験実習	不定時 (2回)	不定時 (2回)	不定時 (2回)	

わが国の女子の高等教育を学制発布より第二次大戦の終了までを見ると、第1に挙げられるその教育形態は教育者養成のための教育を目的としたものであり、第2に女子の専門的職業教育を目的とし、第3に女子向技芸と教養を高める教育を目的としたもの、第4に高度の一般教育を目的としたもの、とに分けられると考えられる。明治36年専門学校令の公布されるまでは、高等女学校が女子教育における高度の教育



表6 師範教育令による女子部学科目及授業時数

学 科 目	毎週授業時数		
	第1学年	第2学年	
修 身	2	2	教 育 実 習
国 史 国 勢	3	2	
国 語	3	3	
教 育	2	3	
体 錬	4	4	
芸 能	2	2	
家 政	2	1	
育 児		2	
保 健	6	6	
被 服	8	7	
実 業	2	2	
修 練	2	2	
毎週授業総時間数	36	36	
実 験 実 習	不定時 (2回)	不定時 (2回)	

であった。明治初期から女子教育に関心を持ちこれに力を入れねばならないとの意向が中等教育の発展によってその実現化が行なわれたが、第4の目的に対し封建的儒教精神による女子は家庭に、そして良妻賢母であるべき、という根本的女子教育の理念が底流としてあったことはいなめない。女子高等教育への解放、発展は戦後の女子教育への一大変換を待たなければならない。

## II 戦後の高等教育における家庭科教育

高等教育における家庭科は、明治初期より次第に発達してはいるものの、はなはだ低調であり、明治期、大正期、昭和前期にわたる80年間の各時代の進歩の上に顕現されていない。

むしろ、昭和20年以降から現在に至る昭和後期において新しい家庭科が誕生し、発展してき

たといえる。そして、新しい性格と内容をもつ家庭科の発達には、経済的には産業革命の発生により、社会的には、社会民主化の進行により、次第に形成されていったのである。

即ち、産業は農業中心から商工業主体に移行し、生活必需品が次々と商品化され、量産化がすすめられていった。また社会民主化にそって社会政策や社会福祉政策も広く実施されてきて、家庭内の人間関係も民主化によって、家族制度が変容し、新しい家庭を創造するための努力がなされてきた。

教育法規の上からは昭和21年2月1日に文部省令第3号により大学規程の改正がなされその第5条に「大学予科入学者に女子の中等学校を卒業したるもの」という項が入り、女子の大学への進学がみとめられ、昭和22年7月8日には大学基準協会の決定として、新制大学が発足し、その一般教養科目の社会科学関係に家政学があげられ、家庭科教育の位置が示されている。

### A 漸定期の高等教育

漸定期に於ける家庭科教育はこの中であって社会を見なおし、人間関係を見なおし、勤労の方向をきめてゆく上に、現状を正しく把握することに努めていた。

家庭科教育の中での古い時代と昭和20年以降での新しい時代との特質のちがいをみると、

「家庭経営の主宰者」は夫と長男の男性中心のものが夫婦対等の協調と協力によってすすめられ、「家庭経営の様式」は個別的の家庭経営が社会連帯的な家庭経営にうつり、「家庭経営の目標」はこれまでの家系の存続と一家の繁栄が新しい家庭の建設と家族全員の幸福へとあらためられ、「家庭生活の目安」は身分相応の暮りであったのが、科学的、合理的原則に基づく暮りに変わり、したがって「家庭消費の倫理」は耐乏と節約の原則であったものが、科学的、合理的消費原理にしたがうようになってくるのである。

「家庭科の名称」もその内容に基く、細分化

にすぎなかったが、逆にその内容を総合した統合的名称となり、「家庭科の目標」も、各種家庭の技能の上達をめざすにすぎなかったのが、総合的家庭経営観念の確立という方向となり、「家庭科の内容」は家庭関係は除外されていたのに対して家族関係を道徳その他より、包含してきている。その「家庭科の対象としての家庭」は、上層と中層の家庭であったものが、全国民大衆の家庭としてとらえるようになり、「家政研究に対する取扱い」は家政学と家庭科内容の分裂的取扱いであったものが総合的に取扱われるようになってきた。また「家庭科に対する評価」がこれまでの過大評価が見直され、正当に評価されるようになり、「教育政策と家庭科」は、国家の教育政策として利用されていた家庭科が、本来の正しい教育政策と理想の家庭科との調和と推進のためにあらためられてくることなどがあげられる。

これらのことが徐々に形成されたのは終戦後の混乱の中で示された占領政策の批判と共に、幾多の障害をのりこえてきた結果であるといえる。

昭和20年までに全国各地に多くの女子専門学校が設置されていたが、大学令による女子大学は、その設置をみるに至らなかった。そのため当時大学に学んだ女性は聴講による一部のものにすぎなかった。家庭科教育が古い歴史をもちながら全く停滞していた原因はここにもあるといえよう。

## B 新制大学の設置とその発展

### 1. 新制大学の設置と家庭科・家政学の確立への道

#### (1) 新制大学の設置

終戦当時、わが国の大学教育は男子のためには帝国大学7校、官立単科大学11校、公立大学2校、私立大学25校あったが、女子のためには唯一つの女子大学もなかった<sup>7)</sup>。

昭和20年10月9日に幣原内閣の文部大臣前田多門氏は東京都内の女子教育者を文部省に談会招いて「将来の女子教育のあり方」について懇を聞き、また10月15日に全国教員養成校の校長および地方視学官を東京女高師講堂に集めて「教育方針中央講習会」を開いて女子教育の水準を向上する考えを述べている。

また、昭和20年12月4日には「女子教育刷新要綱」という文部省案が閣議了解要綱として発表している。それによると、

- 1) 女子の大学入学を阻止したこれまでの規定を改めて、文部大臣の指定する女子専門学校の卒業者には大学入学の資格を与えることとする。
- 2) さらに進んで現在ある女子専門学校の中で適当なものは、女子大学たらしめるようにする。
- 3) 大学は男女共学制を実施する。

当時文部省が女子の高等教育の刷新について非常に意気込みをもっていたことがうかがわれる。さらに文部省は昭和21年1月に女子のために一般大学を開放するように指示し、前記のように21年2月1日文部省令第3号により、女子の大学進学がみとめられることとなったのである。

昭和22年(1947)から、従来の大学と専門学校は、新制大学として改組された。この時、旧来の女子専門学校も当然新制大学に移行したが、問題になったのは旧制女子専門学校の裁縫科・家事科・家政科・家政理学科など、女性の特殊教科を新制大学の家政学部や家政学科として発足させることについて、認定するか否かということであった。

これは過去の大学昇格のための経緯に大いに関係がある。大正7年(1915)に本科の上に専攻科を設置した東京・広島的高等師範学校が、大正12年(1923)大学昇格を承認されて、やがて昭和4年(1929)に大学令による文理科大学に統合昇格した。これが契機になって、女子師範学校も東京と奈良の両校が同窓会を提携して昭和2年(1927)に「女子師範大学」の設置を文部省に要請したのである。

ところが「女子師範大学」を設置するについては、「大学令に女子の入学規定がないこと」「男女の機会均等は時期尚早であること」「女子に高等教育を施すことは、家族制度の破壊である」と考える者があること」「女子師範大学は家政科を中心とすべきであるが、家政科は学問としての体系をとり得るや否やは疑問であるとする説が多いこと」などの理由から「女子師範大学」案は師範教育調査委員会の了解を得られずに削除されたという過去の事実がある<sup>9)</sup>。

その後、東京女子師範学校は昭和20年11月に「女子帝国大学」の形で、女子教育刷新要綱の出る前に、文学部、理学部、家政学部の3部からなる国立女子大学の設置案の実現を文部省に要望した。この家政学部には育児学科、(第一講座育児衛生学、第二講座家庭教育学)、食物学科(第一講座栄養学、第二講座食品学、第三講座調理学)、家庭理学科(第一講座家庭物理学、第二講座家庭化学、第三講座家庭生物学)、家庭経済学科(第一講座家庭一般経済学、第二講座特殊家政経済学)の4学科10講座でそのほかに特別講座として、第一講座住居学、第二講座家庭衛生学、第三講座被服学がおかれている。この案で著るしく眼につくことは、被服関係の学科がなくて、僅かに特別講座として被服学(被服材料学、被服構成学)があるだけであった。これは現在から考えると了解しがたいことであるが当時の裁縫が学問として、校内でも校外でも認められにくかった情勢のあらわれであったと思う。

生活における被服の重要性はいうまでもないのだが、その研究態度、方法に学問としてのおくれがあったことは認めざるを得ない。卒直にいった家政学の体系的研究に欠けていたところがあったためといえよう。

これを受けた文部省は、翌昭和21年、これを昭和22年度から設置するという省議を決定したが、この案の中には「家政学部」は含まれていなかった。これは大学基準設定協議会の委員のなかに家政学を学問として設定することに反対

があったためである。しかもこの国立女子大学案は大蔵省の予算査定でおち、承認が得られずに実現するに至らなかったのである<sup>9)</sup>。

家政学が学問、科学として認められないのは、「衣に関する問題は工学部や医学部で研究し、食に関するものは農芸化学や栄養学で研究すればよい」という大学基準設定協議会の委員もあった。また「家政学独自の深い内容をもつどんな研究業績があるか、どんな研究者がいるか」などといわれたという。また当時一部の識者を除いては、女子専門学校の家事科、裁縫科は女子教育に特有な学科であり、ことに調理・裁縫に関する実技を重んずるものであるから、これを家政学と称して、一つの独立した専門の学術とみなすことは困難であると考えられていたのである<sup>10)</sup>。

昭和21年1月に占領軍は、日本の教育制度の改革と占領下の教育計画を立案する目的で、米政府に教育使節団の派遣を要請し、その結果ジョージ・D・ストダート(Jorge D. イリノイ大学総長)をはじめ27名の使節団員を任命し、昭和21年3月5日一行は来日した。

日本側もこれに対応して南原繁(東京大学総長)を委員長とし、29名からなる日本教育委員会を組織した。そして双方の調査団と委員会が今後の新教育の方向について調査、討議を行い3月31日には占領軍総司令部に対して報告書を提出している。

報告書の内容は「日本人が自らその文化の中に、健全な教育制度再建に必要な諸条件を樹立する援助」に関する積極的な提案に主眼がおかれ、次の10項目をのべている広範囲なものであった。

- (1) 日本の教育の目的及び内容、(2) 修身・地理・歴史の取扱いについて、(3) 保健衛生教育及び体育計画、(4) 国語の改革、(5) 初等及び中等学校の教育行政、(6) 義務教育の9年制(六三制)(7) 教授法と教師養成教育(8) 成人教育(9) 高等程度の学校における自由主義教育の機会増大(高等教育)(10) 高等教育機

関における教授の経済的及び学問的自由の確立といった諸項である。

戦後の六三制をはじめとする学制、教育のあり方が、この報告書に基づいていたわけである。総司令部は、この趣旨が実現されるように、日本政府に勧告し、その実施のための委員会の設置を指令したのである。そこで日本政府は先の日本教育家委員会を改組し、昭和21年8月10日新たに教育刷新委員会を設置したのである。

教育刷新委員会は当時の「教育上緊急に解決を要する諸問題」にとりくみ、(1) 青年学校 (2) 義務教育年限 (3) 教員養成制度、(4) 教員の待遇 (5) 教職員の身分保証、(6) 教育内容 (7) 国語改革 (8) 教授方法 (9) 教育行政 (10) 教育財政 (11) 公民教育 (12) 体育保健 (13) 科学教育 (14) その他の重要事項のそれぞれについて、敗戦後の新制日本の教育改革の具体案を策定する重責を負うことになった。

昭和21年12月27日に教育基本法、学校教育法に関する六三制義務教育を含む教育改革案を建議し、この建議にもとづいて昭和22年2月に文部省は新学制実施の方針を発表し、小・中学校は昭和22年度、高等学校は昭和23年度、大学は昭和24年度から実施して六三三四制を発足させることにし、同時に義務教育年限を9年間とすることとなった。つづいて3月31日には、新しい教育理念を盛った「教育基本法」と、新しい教育制度を規定した「学校教育法」とが公布されてここで戦後の新教育体制の方向が定まったのである。

ここに至り、やっと家政学についての理解も深まり、新制大学の基礎科目として、一般教養科目の社会科学関係科目として、法学、政治学、社会学、経済学とならんで採択された。(資料4)

さらに「生活科学」も自然科学関係科目として物理学・化学、生物学とならんで採択された。専門科目としての「家政学」は応用科学の一つとして農学・工学・社会事業学などとならんで承認された。これは過去80年間の永い歴史をも

つ家庭科・家政科が初めて学問・科学としての学界の承認を得たことになるわけである。

この陰には女子教育関係の大学基準設定協議会の委員や女子教育に理解のある人々の無心な協力とC・I・E(総司令部民間情報教育局)側のホームズ博士(Dr. Lulu Holmes)の力強い支持・助言などがあって、ようやく議案の通過をみる事ができたといわれている<sup>11)</sup>。

他に女子の高等教育刷新ということで「女子大学連盟の結成」も忘れてはならない。

これは東京、関西その他各地の女子専門学校で女子大学設立の動きが活発となってきて、女子大学昇格にふさわしい内容と伝統をもつものが加入し、大学内容の研究を行い、協力して女子大設置の実現を目的とする連合組織であった。C・I・Eでは大学の設置基準や大学設置の審査等に関して全般的な指導、助言にあたっていたが女子大学の創設については特に情熱をもちわが国の女子大学、家政学部の創設史については大きな役割をしていた。

この連盟の前身は昭和8年に日本女子大、東京女子大、津田英学塾の3校が協力して、女子高等教育の発展につくすためにつくられた3校連合会であるが、ホームズ女史の助言で、聖心女子学院専門部、東京女子高等師範学校が中心となり企画し、全国の伝統のある有力な女子専門学校11校が発起校となって、全国の大学の設立を熱望する女子専門学校に連盟参加をよびかけた結果19校の加盟校で女子大学連盟として発足したものであった。

この加盟校の中に現在の有力女子大学の名がないのは、発起校が連盟の勧誘した学校のリストになかったためでもあるが、それらが、すべて家政単色の学校で University は一学部ではなく複数学部をもつものと考えたのかもしれない。又企画校の教職員の中には家政を特別に技能的にみていたのではないかととれるのである。なお女子医専、女子薬専も連盟校にないのも女子の学校とみるより特別な専門教育の学校とみたことによるのかもしれない。

大学設置基準の設定については、文部省が、昭和21年秋にC・I・Eの示唆により、新制大学の設立に関する基準をつくるために、大学設置基準設定協議会をつくることとして、東大、東工大、などの官立大5校、慶応、早稲田など私立大5校から1名ずつ10名の委員を委嘱し、新制大学の施設、経営に関する事項と教育に関する事項を審議して、大学認可の基準をつくることを目的としたのである。

その後、委員が、家政、音楽、美術、体育等にこの方面の大学がなかったので関係専門学校の教職員から依頼され増員した。また女子大学のために専門とは別の分科会が作られた。

この中で家政学部のおかれている立場は、大学の学問として今までなかった家政学というのが他の既成学問のように高度の研究業績がある筈もなく、研究者も家政学の分野ではないし、関係分野にはなかったことが、教授の選考の問題を苦しくしていた。

この大学設置基準設定協議会はさらに発展して、地方の大学の代表者も加わった全国的な組織となり、昭和22年に「大学基準協会」となったのである。

この協議の間に家政学の分科会がひらかれていろいろの意見が述べられている。

日本女子大でひらかれた家政分科会では、大橋広委員は「家政学部には学科はおかず、生活科学系、生活芸術系、児童学系の3系を設けて、学生の選択制にしたらどうか」「いままでの家政学は各論だけである、これから家政学が大学の学問として他の学問と対等に立つためには家政学の哲学というべき家政学原論の上に建てられなければならない」と述べ、林 太郎委員や児玉 省委員も賛意を表していた<sup>12)</sup>。

家政学部ということで大学設置基準が練られていったのはこの頃からであった。

昭和22年4月より、文科系、理科系、家政系の三つに分けて基準の内容について話し合われたが、理科系分科会と合流したり、家政学部基準はよせ集めで雑然としていると批評されたり、

家政学独自の研究分野はどんな分野であるのかを示す方が重要であると問われたりしたりした。好意的であるもののそれほど関心はなかった。しかし22年7月に基準が作成され、8月5日に大学設置基準設定協議会中央委員会により原案が可決承認され、大学家政学部の設置が決定したのである。わが国最初の「家政学部設置基準」(資料5)となったわけである。

家政学部の目的として「家庭生活並に之に類する集団生活に関する学芸を教授研究して、生活文化の向上発展に寄与する能力を展開せしむること」に決定されたが、この中の集団生活はどこまで拡げるかが問題で、討議が熱心になされた。

また、日本女子大学の家政学科の先生方が家政学の定養として「家政学とは自然科学、社会科学、芸術に関する知識および技術に基いて家庭生活およびこれに類する集団生活の物的ならびに人的両方面の運営、管理、調整などに関する総合的研究をする学問」とであると結論されたということが日本女子大学園史に出ている。

基準の作成中に従来の家政学から脱却して新家政学にうつるために学科目の名称をかえたものもあった。料理が調理に、裁縫が被服工作になったのもこの時である。

## (2) 家政学部の設置

このあと現実に家政学部として設置されることが承認されたのは昭和23年で、日本女子大学であった。当時C・I・Eは教育の民主化を急いで実現する必要があるという理由で六、三、三、四制の新学制を22年度に全部実施するように要求したのであるが、文部省は実施の困難を理由に反対したが押し切られた形で昭和23年度から私立の新制大学を発足することになったのであった。

この頃は新制大学の教育の具体的構想がまだはっきりとしていなかった時期で、米国教育使節団の勧告にある一般教養の重視という線は出ていたが、大学の当然の使命である学問研究と

職業的訓練との関係などについてはあまりはっきりした結論がでていなかったのである。

昭和23年4月開学の予定で22年秋から23年1月にかけて文部省に新制大学設置の申請をしたのは13の私立大学、専門学校でこの中で女子専門は日本女子大、東京女子大、津田塾専門、聖心女子学院、神戸女学院の5校が含まれており、家政学部としては日本女子大学のみであった。また神戸女学院は文学部家政学科として申請していた。これは3月22日審議の結果、申請した学部、学科のうち一部が教員組織の弱体、設備等の理由で削られ、前記13校のうち12校が23年4月より新制大学として設置が認められることになった。わが国最初の女子大学5校の設置もきまり、日本女子大学にわが国最初の家政学部が設置されたのである。

日本女子大学は昭和2年に旧制大学令による総合大学の設置を計画し「日本女子大学校」として理学科の中に「家政学部」と「化学部」を置いて発足したことがある<sup>13)</sup>。

日本女子大学の家政学部には次の諸学科、諸講座が設けられた。

児童学科（3講座：第1、心理学、第2、小児保健学、第3、児童教育学）

食物学科（3講座：第1、栄養学、第2、食品学、第3、調理科学及び技術）

生活芸術科（3講座：第1、美学及び文化史、第2、住居学、第3、被服学）

社会福祉学科（3講座：第1、行政及び組織、第2、処置及び指導、第3、調査）

家庭理学科（一部）（3講座：第1、基礎学、第2、化学、第3、物理学）

家庭理学科（二部）（3講座：第1、基礎生物学、第2、植物学、第3、動物学）

（この中で社会福祉学科は昭和32年文学部に移され、生活芸術科は昭和37年住居学科と被服学科になった）。

昭和24年度以降の国立大学の設置の実施計画の11の原則のうち女子大学の設置と関係の深いものを抄録すると次のようである。

(イ) 新制国立大学は特別の地域（略）を除き、同一地域にある官立学校はこれを合併して、一大学とし、一府県一大学の実現を図る。

(ロ) 新制国立大学の組織施設等はさし当り現在の学校の組織施設を基本にして編成する。

(ハ) 女子教育振興のために、特に新制国立女子大学を東西二ヶ所に設置する。

この公表により東京女子高等師範学校と奈良女子高等師範学校の24年度設置が決定したのである。しかし大学の性格として、一般の大学か、教員養成の大学かの問題その他が残っていた。

昭和23年の夏をすぎると、24年4月に設置を予定する新制大学の申請が多数に出てきた。

国立は東大始め、旧制の各大学、専門学校、府県立大学、専門学校、慶応、早稲田などの私立旧制各大学、私立の専門学校など、合計170校近くと、その中に女子大学も多数あった。

東京女子高等師範学校もあらためて「東京国立女子大学」の名で、文学部、理学部、家政学部、教育学部の4学部で、奈良女子高等師範学校（奈良女子大学）とともに設置の申請をした。

府県立の女子大学としては大阪府立女子専門（大阪女子大学）、高知女子専門（高知女子大学）、熊本女子専門（熊本女子大学）、私立では宮城女子学院、東京女子専門（東京家政大学）、和洋、日本女子専門（昭和女子大学）、実践、共立、大妻、帝国女子専門（相模女子大学）、椋山女子学園、同志社、京都女専（京都女子大学）、武庫川学院、聖心女子学院小林分校（大阪）、樟蔭、ノートルダム清心（岡山）、広島女学院などの女子大学の設置申請があった。

国立の女子大学の家政学部は最初は理家政学部として、理学部の中に包含された形で、発足し、「お茶の水女子大学」は昭和25年に、「奈良女子大学」は昭和28年に独立の家政学部となっている。

### (3) 東京家政大学の認可

東京家政大学は明治初期に創設され、幾多の変遷を経て数万人に及ぶ優れた人材を世に送り、

歴史と伝統を誇っており、この教育制度の改革に際してさらに充実するために大学昇格の準備をし、東京家政大学設立準備委員会が組織されたのである。大学設置基準に従い東京女子専門学校を基礎として、教授の陣容の整備、諸施設の整備を理事会、設立準備委員会、教職員、同窓会、校友会で協力してあつた。特に教科課程の作製を担当した畑井新喜司校長は米国の University of Home Economics の教科課程をいち早く採り入れてその充実を図った<sup>14)</sup>。そして昭和23年7月20日、文部省に東京家政大学設置認可申請書を提出した。10月になって新制大学設置審査委員会より、藤井徳三郎氏を主査として、佐々木林太郎、大橋 広、林 太郎の各常任委員が1回、専門調査委員が1回審査に来校されて、昭和24年2月21日に認可され、4月1日をもって開学されたのである。

初代の畑井学長は昭和24年3月末日をもって、渡辺学園総長に任ぜられたため、開学時の4月1日付では青木誠四郎が学長に就任した。この時は家政学部生活科学科入学定員60名、総定員240名、被服科学科入学定員60名、総定員320名で、学科目は次の通りであった。

#### 一般教養科目

- イ、人文科学関係：哲学、美学、心理学、教育学、国文学、外国語
- ロ、社会科学関係：社会学、経済学、統計学
- ハ、自然科学関係：物理学、化学、生物学、生理学

#### 一般家政学

家政学原論、食物学概論、衣服学概論、住居学概論、家庭管理学概論、児童学概論。

#### 生活科学科専門科目

- イ、基礎科学部門：生化学・微生物学、栄養学、食品化学、食物衛生学、食糧経済、農芸、遺伝優生学、衛生学、小児科学、児童心理学、家庭経済
- ロ、応用部門：調理化学、食品加工および貯蔵学、看護学、婦人衛生学、家庭教育学、燃料学

- ハ、特殊部門：食物調理、食餌療法、児童福祉問題、家族研究問題、育児実習研究問題

#### 被服科学科専門科目

- イ、基礎科学部門：意匠学、色彩学、服飾美学・被服材料学、染色学、被服機構学、被服衛生学、被服経済学、被服商品学、被服文化史、工芸美術史、裁縫技術史
- ロ、応用部門：被服デザイン、被服工作服飾手芸、被服整理
- ハ、特殊研究部門：研究問題

#### 教職課程科目

新教育の原理、教育心理学、教育史、学校の組織および教科課程論、学習指導法、教育実習

#### 体育課目

講義、実技

初代の青木誠四郎学長は家政教育の使命を明らかにし、家政学の重要性を次のように説いている<sup>15)</sup>。「わたくし達日本人の生活は、表面的には、ビルディングが建ち、物質が豊富に商店の店先に並んで豊かさを誇るように見えるのであるが、その内実において果してそのような豊かさを持っているであろうか、(略)日本人の経済的貧しさによるものが少なくない。国民大衆の貧しさと、その貧しい生活の原因についてはっきり認識することがまず必要である、その根底は家庭生活の貧しさであるといわなければならない、(中略)人間の生活の営み方の如何は、家庭の生活の営み方によるものであり、日本人の生活をより合理的にし、またその生活より高い幸福を求めるとしたならば、まず家庭の生活の仕方を進歩させなければならないと思う。(中略)

家政教育というものは、当面の問題としては勿論家庭生活をいかに営むかの問題を解決し、これに関する理解と考え方とを身につける教育を指すといわれるのであるが、これを広く考え、生活について深く考える場合、それは人間の生活のし方についての教育をするものと考えなけ

ればならない。家政教育はそのようなところに使命をもち、その使命の達成に努力しなければならないのである。

従来の家政教育は、その多くが技術教育で、それが技術の伝統の上になされたという趣きが少なくない。そのために、人々の生活がどのように営まれなくてはならないかという見地から考えられることも少かったといえるかと思う。

人の生活が如何に営まれるか、家庭生活がどのような態度によって営まれるべきか、社会生活の根拠としての家庭生活のあり方に眼を及ぼすべきである。」そうした意味での家政教育こそ本学が長年主張し、実践化を目差している基本点であるといっている。また、「本学は、日本人の生活の進歩をめざすとともに、かかる生活技術の指導者たらんとする若き婦人を教育してもってわが国一般の生活技術の向上に寄与し、家庭生活を改善し、国民の生活を高めることを使命としている。」と述べ家庭は単に衣食住の場であるばかりでなく人間としての精神的成長の基盤でもあることを考え、家庭教育が家庭を作り出すことを主張している。

#### (4) 日本家政学会の設立

新制大学の教員資格審査のとき、家政学の分野独自の学会のないことが家政学の先生方の研究推進に大変不利であることに気づかれた大学設置委員会の委員の中から、昭和23年3月頃より、東京女子高等師範学校を中心として、日本女子大学の先生方とはかり、夫々の研究会を発展させて約1年間の準備のあと、昭和24年10月29日、日本女子大学で発会式をあげ、翌日第1回の研究発表会がひらかれた。

研究論文をのせる学術雑誌を発行し、家政学関係の教員は、ここで互に討議し、刺激を受けることができるようになったのである。

## 2. 大学制度の整備

新制大学はその後、大学基準の改訂が次々になされた(資料6)

昭和22年12月15日、23年5月24日、24年5月24日、25年6月13日、25年9月6日、26年6月21日、等大学基準協会決定として改訂がなされ、運用についての要項も出されている。

#### 大学設置基準の制定

新制大学の発足以来、大学の設置認可に当たっては、大学基準協会が定めた「大学基準」を大学設置審議会が審査基準として用いてきた。しかし、大学基準はもともと大学の自主的な団体である大学基準協会への会員入会の資格判定基準であり、大学設置のための認可基準とは本来性格を異にするものであるばかりでなく、内容も具体性を欠き、不明確な点が多かった。

昭和30年8月、文部省に設けられた大学設置基準研究協議会は、「大学設置基準要項」を答申したが、文部省はこの答申と従来の審査内規を基礎として、31年10月「大学設置基準」<sup>16)</sup>を制定し、以後大学の設置認可はこの基準に基づいて行なわれることとなった。

この大学設置基準は、教員数や校地・校舎等の施設について大学を設置するのに必要な最低の基準を定めている。大学設置基準は、その後若干の改正が行なわれたが、43年度以降の大学紛争を直接の契機として、多くの大学が大学改革の一環として、大学教育の内容、特に一般教育の教育課程の改善を図ろうとする動きを見せ始めるとともに、大学設置基準の関係部分の改正を要望する声が国立大学協会など各方面から高まってきた。

そこで文部省は、大学設置基準のうち、一般教育科目の開設方法、各授業科目の単位数、卒業の要件等、主として一般教育に関する部分の改善について検討を行ない、45年8月、大学設置基準の一部を改正する省令を公布し、翌年4月1日から施行した。この改正は、基本的には38年1月の中央教育審議会の答申に基づき、大学基準等研究協議会が40年3月に決定したところの「大学設置基準改善要綱」の趣旨によったものであるが、この改正により各大学はそれぞれの教育方針に基づいて一般教育の教育課程を



より弾力的に編成・展開することができるようになったのである。

大学制度の改善や整備がなされる中で、問題になるのは一般教育と、教員養成のための教科に関する専門教育であった。そこで文部省は40年度以降、各大学の実情に応じて、教員養成学部の整備と一般教育の実施体制の確立を図るよう努め、文理学部を二学部に分けることも要請した。このような教育の質的改善と量的拡大を図ることにより41年度以降に予想される終戦後のベビーブームによる大学入学志願者の急増対策としての役割を果たすことにもなったのである。

また、新制大学の重要な理念の一つである一般教養に関する教育は、そのために教養学部を設けた東京大学は例外として、大学に吸収した旧制の高等学校や、師範学校をもとにした文理学部又は学芸学部に教養課程をおきここで実施されたのである。

これは複数の学部をもつ大学では学部中心の考え方や慣行が強いため、教養課程の学生に対する教育上の責任の所在が必ずしも明らかでなく、専門課程との連絡も十分でない等、多くの問題をかかえていた。これが教養部の設置のもとになったが、問題解決のきめてにはならなかったのが実情である。

学部学科の新増設も次第にふえ、新制大学の46年4月現在の大学数および設置年度別学校数

東京家政大学<sup>17)</sup>は、昭和27年に栄養士養成施設としての指定を受け、29年より教員養成課程として中学校教諭一級、高等学校教諭二級の教員免許状（家庭・保健）が認可され、32年には保母試験科目免除の指定を受けた。37年より、学科の増設と拡充をはかり、生活科学科と被服科学科を改めて、児童学科（入学定員20名）、栄養学科（入学定員80名）及び服装美術学科（入学定員40名）を設置する認可が得られ、さらに38年には保母養成学校としての指定も受けた。また41年には教員養成課程として、栄養学科に「理科」、服飾美術学科に「美術」が認定された。

は表7、8の通りである。（資料7）

表7 設置者別の大学数

（昭和46年4月現在）

区分	大 学 数	うち 大学 院を 置く もの	うち 信 教 育 部 を 置 く もの	うち 通 夜 間 部 を 置 く もの	うち 専 攻 科 を 置 く もの	うち 別 科 を 置 く もの
計	389	188	11	61	89	25
国 立	75	61	—	9	52	10
公 立	33	19	—	5	3	—
私 立	281	108	11	47	34	15

表8 設置年度別の大学数

年 度	国 立	公 立	私 立	計
昭和23年	0	1	11	12
24	70	17	81	168
25	0	7	△2 14	△2 21
26	1	1	2	4
27	1	△1 8	△2 12	△3 21
28	0	1	4	5
29	0	0	1	1
30	0	△1 1	1	△1 2
31	0	△1 0	1	△1 1
32	0	2	1	3
33	0	△3 0	6	△3 6
34	0	0	5	5
35	0	1	5	6
36	0	0	5	5
37	0	1	9	10
38	0	0	10	10
39	0	0	21	21
40	1	1	24	26
41	1	2	26	29
42	0	2	21	23
43	1	△4 0	11	△4 12
44	0	△1 0	3	△1 3
45	0	△1 0	4	△1 4
46	0	0	7	7
計	75	33	281	389

（注） △印は国立移管または合併および廃校による減数を示す。

42年には管理栄養士養成施設指定として認可され、それに伴って栄養学科専攻分離が行なわれ、栄養学専攻（入学定員30名）、管理栄養士

専攻（入学定員50名）となった。

45年には教員免許状が認定となり児童学科専攻分離が行われ、児童学専攻（入学定員20名）、児童教育専攻（入学定員30名）となり、児童学専攻は幼稚園教諭一級免許状、児童教育専攻は小学校教諭一級、幼稚園教諭一級免許状が得られるようになった。46年には栄養学科の管理栄養士専攻に食品衛生管理者、食品衛生監視員の養成施設指定が認定された。また同年には、服飾美術学科専攻分離が行われ、被服専攻（入学定員35名）、美術専攻（入学定員15名）となり、さらに48年には衣料管理士養成大学としての認定を受け、被服専攻においては、一級衣料管理士が得られるようになった。その後51年に学生入学定員の変更の認定を受けて児童学専攻50名、児童教育専攻50名、栄養学専攻150名、被服専攻100名、及び美術専攻40名となった。

大学の総数は389校であるが、そのうち大学院を設置するもの188校、夜間部を設置するもの61校、通信教育を開設するもの11校で、夜間部を設置するものは私立大学に多く、通信教育を開設しているのは私立大学だけである。

家政学部は昭和23年に設置されて以来、昭和46年には40校に増加し、文家政学部としては3校が設けられている。

## C 大学院の設置とその発展

### 1. 大学院の設置と家政学研究

旧制大学令には特に大学院の目的を示した条項はなかったが、学校教育法では、はっきりと大学には「学術の理論および応用を教授研究し、その深奥をきわめて文化の進展に寄与することを目的とする」大学院を置くことができると明記している。

大学院を単なる学部の延長としてではなく、それ自身の独自の地位と使命を制度的に認めることとしたのである。

大学院の基準については、大学基準協会が昭和24年4月、会員の資格審査の基準として「大学院基準」を作成した（資料8）

大学設置審議会はこれを「大学院設置基準」として採択した。

これを適用して、25年度から私立の4大学に新制大学院の設置が認められたのを皮切りに新制大学の学年進行に伴い、28年度には国・公立大学にも大学院が設けられた。また、同年4月1日付けで学位規則が制定・公布された。これは、文部省が、大学設置審議会から「学位に関する要項」および「大学院設置審査基準要項」について答申を受け、その内容を法令化したものである。大学院は、研究を構成単位とし数個の研究科を置くことを常例とし、その内容は修士課程と博士課程とから成り立っている<sup>17)</sup>。

なお、大学院は、当初は学術の研究者または大学の教員の養成を目的とすると考えられていたが、その後、修士課程には高度の研究能力を備えた専門の職業人の養成という役割が加味され、30年に修士課程の目的規定がそのように改正された。また、それと合わせて当初は、学部の上に一年の修士課程と3年の博士課程とを並列する方式がとられていたが、両課程の最低在学年限を2年および5年に高めるとともに、並列方式と同時に修士課程2年、博士課程3年、計5年の積み上げ方式も認められた。その後のほとんどの大学院は、実際にはこの積み上げ方式をとることとなった。

大学院制度の改革に伴って、学位制度も大きく改められた。旧学位制度と異り、新しい学位は各大学が授与し、文部大臣の認可を必要とせず、また博士（17種類）のほかに修士（19種類）の学位が設けられた。

修士および博士の学位は、大学院にそれぞれ2年または5年以上存在して、所定の単位を修得し、かつ大学院の行なう論文の審査と最終試験に合格した者に授与される（いわゆる課程修士・博士）、ただし、博士については、大学院に在学しなくても博士論文の審査に合格し、かつ課程博士と同等以上の学力を確認された者にも授与される（いわゆる論文博士）。

なお、旧学位令は、学校教育法の制定の際に廃

止されたが、旧制大学の研究科の存続年限までは「旧学位令」に基づく博士授与を認める暫定措置がとられていた。したがって、それぞれ学部最終卒業年度が異なるので大学によってまちまちであるが、最終の年限は、医学部および歯学部は36年3月末まで、その他の学部の研究科は37年3月末までとなっていた。

大学院の家政学部としては、昭和28年大阪市立大学大学院生活科学科が最初に設置され、36年、日本女子大学、38年お茶の水女子大学、39年奈良女子大学、41年京都女子大学、武庫川女子大学及び実践女子大学、42年同志社女子大学、43年大阪教育大学及び東京学芸大学、44年女子栄養大学、徳島大学の栄養学研究科、46年香川大学に食品学専攻、47年大妻女子大学及び文化女子大学、48年聖和女子大学に設置開設されている。

## 2. 大学院の発展

国立大学の新制大学院については、文部省は研究水準維持のため旧制大学の系譜をもつ大学または学部の上に置くことを原則とし、可成り制限的で慎重な方針をとってきた。

しかし、38年1月の中央教育審議会の答申に基づき、修士課程については、従来の研究者養成の目的のほかに、社会的要請の高まりつつある高度の専門的な職業人の育成という目的を加味するため、教員組織、施設・設備等が特に充実しているいわゆる新制の学部の基礎の上にも設置を認めてきている。

大学院の整備も着々とすすみ、49年6月には大学院設置基準が定められ、修士課程・博士課程区分や研究科と学部との関係、教員組織・学生定員、教育方法、課程の修了要件、施設及び設備、事務組織等について整えられている。

(資料9)

## D 短期大学制度の確立と発展

### 1. 短期大学の発足

新制大学にひきついて、昭和24年には短期大学が発足した。

旧制専門学校の中に諸般の事情で新制大学に転換せず、又、旧制のままで存置することはできないところから大学設置委員会は教育刷新委員会に対し、二年制の大学を設けることを建議した教育刷新委員会は昭和24年1月、暫定的な措置として2年制または3年制の大学を設け、これを短期大学と称することを決定した。

一方社会の状況も、父兄や学生の側から、短期の実務者養成、経済的な負担の軽減、女子教育の立場等から短期の高等教育機関の必要が望まれたので、昭和24年4月に学校教育法の一部改正案を国会に提出しその成立をみた。それにより昭和25年4月から暫定的なものとして発足することになったのである。

この短期大学の設置基準は昭和24年8月に大学設置審議会で決定して公布された。

(資料10)

その後26年10月に教育内容に手が加えられて(資料11)次第に制度が確立していった。

短期大学は暫定的な制度として発足したにもかかわらず、その後15年間に著しい発展をとげ、わが国の高等教育機関として独自の重要な地位と役割を占めるに至った<sup>18)</sup>。

その理由としては、①4年制大学に比し、父兄や学生の経済的負担を軽減し、②短期間における実際的な専門職業教育を施し、③特に、女子の高等教育の場として適切であることなどがあげられる。

そこで、短期大学を、実態に即応した明確な目的・性格をもつ恒久的な制度として学校体系のなかに正当に位置づけるよう各方面の要望が年々強まってきた。文部省は中央教育審議会に「短期大学制度の改善について」諮問するなど、その改善策について検討を続け、当初は、いわゆる専科大学として短期大学の恒久化を図ることとしたが、公・私立短期大学関係者の強い反対にあい実現するに至らなかった。

その後、昭和37年度より工業技術者の養成機関として工業高等専門学校制度が創設されるに及び、短期大学制度恒久化の要望は特に短期大

学関係者の間にますます強くなり、一時は議員立法により暫定措置の規程を削除する改正の動きが起こるに至った。このような事情にかんがみ、文部省は39年3月第46回国会に学校教育法の一部改正法律案を提出し、同年6月その成立により短期大学は恒久的な制度となったのである。

その骨子は、①従来、学校教育法の附則で暫定措置とされていた規定を削除し、本則の大学の章に短期大学の目的、修業年限および学科組織等について新たな規定を設け、短期大学を恒久的な制度とし ②その目的は、深く専門の学芸を教授・研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成すると明確化し、③修業年限は、2年または3年とし、④学部を置かず学科組織をとることとし、⑤短期大学を卒業した者は、4年制大学へ編入することができることとした。昭和25年4月より発足した短期大学は、113校であった。

この中で家庭科・家政学としての短大教育は女子の高等教育機関として適していることから社会の要請により、変容しつつも何らかの役割を果たしている。

家政系の学科としては、家政学全般を含む学科として、家政、生活、家庭生活、生活科学等の学科がある。また、衣生活に関する学科として、被服、服装、服飾、服装意匠、服飾美術等の学科があり、食生活に関する学科として、食物、食物栄養、栄養等があり、児童関係は、児童、保育、幼児教育等が存在している。

「家政」という言葉のもつイメージが家事・裁縫といったような技能中心であった戦前の「家政」に結びつき、旧弊な感じを残しているようである。これに対し、「生活」に「科学」をつけることによって、より科学的、アカデミックな印象を与え、そのため好まれて用いられることとなったと思われる<sup>19)</sup>。

家政系学科を設置している短大は昭和51年度では国立0、公立27、私立291であり、私立が91.5%を占めている。また全学科に対する家政

系学科が占める割合は公立では22.1%、私立では27.6%であり、短大の中では可成りの比重を占めている。国立短大には家政系学科が設置されていない。これは国立短大が職業教育を中心とした学科に傾いているためと考えられる。このように家政系学科が短大に偏重していることも特徴であり、問題である。

学生数も、進学率が昭和35年度には17.2%であったものが50年度には38.4%に達しており、特に女子の進学率の年毎の増加は男子より上まわっており、短大における女子学生の占める割合は昭和50年度では86.4%になっている。家政系学科においては年度にかかわらず、女子が、99.7~99.8%を占めており、女子高等教育に短期大学の果たす役割は大きく、短大家政系学科といえは女子としての特別教育機関として認識されていることがわかる。

本学では昭和24年10月15日三木テイ学長として東京家政大学短期大学部の設置認可申請書を提出し、25年3月14日設置が認可され、同4月21日開学となった。三木テイ学長は4月19日付で大学及短期大学部の学監に任ぜられたため、青木誠四郎が学長に就任した。

東京家政大学短期大学部の設置認可時の概要は次の通りである。

東京家政大学短期大学部 家庭科(修業年限2年) 入学定員160名、総定員320名  
学科及び専攻部門別学科目  
家庭科

一般教養科目

イ、人文科学関係：哲学・心理学・文学・外国語、美術、音楽

ロ、社会科学関係：社会学、憲法及民法、家政学

ハ、自然科学関係：物理学・化学・生物学  
専門科目

基礎科学部門

服飾意匠学、色彩学、被服材料学、染色学、衛生学、栄養学、食品学、小児科学、保育学、住居学、家庭管理学、

家庭工学  
 応用部門  
 被服工作, 被服整理, 服飾手工芸, 食物調理, 食品加工貯蔵, 食餌療法, 家庭看護学, 婦人衛生学, 家庭教育, 室内装備, 育児実習  
 教職課程科目  
 教育哲学, 教育原理, 教育心理学, 児童心理学, 学校の組織, 教育実習  
 体育科目  
 講義, 実技

## 2. 短期大学の発展

昭和25年度に発足した短期大学は、その後増加の一途をたどり、46年度には学校数486校(国立23校, 公立43校, 私立420校)で高等機関の56%を占め、学生数は27万人をこえるに至った。その増加率は4年制大学をはるかに上回っているが、1校平均の規模が小さく、修業年限も短いので在籍学生数は必ずしも多くはない。ただ女子の最高教育機関としては適していることから女子学生の占める割合は高く、4年制の大学では19%なのに比べて83%に達している。

地域的にも、当初は大都市とその周辺が中心であったが、逐年地方都市にも発展し、当初、短大が皆無の都道府県は16県であったが、38年度には、国・公・私立を含め短期大学はすべての都道府県に設置されるようになり、特に私立短期大学は現在全都道府県に設置されている。専攻分野も、文学、語学系、家政学系が多い点は発足当初以来大差ないが、近年、小学校、幼稚園の教員養成を主な目的とする教育、保育系学科の増加が著しいなど、資格取得を目的とする学科の増加が目立っている。短期大学が量的拡大と共に2年という短い修業年限の中で充実した教育を施し、高等教育機関の中で特色ある位置づけをすることが今後の課題となっている。短大教育課程の標準は表9の通りである。

短期大学の教科課程にも時代の変化と共に社会、文化、環境、人間に関する教科がくみ込ま

れてきて、社会の要請に対応している。例えば生活を文化という面にとらえ「文化史」や「文化論」、公害、環境汚染に対し、生活環境に関する教科、女性の職場進出に伴う「婦人労働論」などが開講されたり、また「人間関係論」「生活構造論」などもみられる。

しかし教科の部分的な改革のみでは社会の要請に応じてゆくことにはならず、家政科は社会からとり残されてゆく危険性が生じ、志願者の相対的減少をきたしている。社会の要請を反映した魅力ある家政科の教科課程の作成をする必要がでてきた。

そこで、生活経営コースや生活造形コースが出来たり、専攻分離がさかんになっている。短大家政科教育が炊事、洗濯、育児、裁縫などの家事処理技能にすぐれた家庭婦人の養成のため

表9 短期大学教育課程の標準  
 家政科(昭和29年)

科 目	必 単	修 位	選 単	択 位	備 考
家庭管理学		3			家族関係を含む 演習を含む
家庭経済学		3			
社会福祉				2	
住居学		3			
住居史				2	
育児学		2			
家庭教育				2	
家庭看護学		2			
生理学		2			
衛生学		2			
被服史				2	
被服材料				2	
被服構成及実習		4		2	
被服整理		3			染色を含む
手芸				2	
栄養学		3			
食品学				2	
食品加工貯蔵				2	微生物を含む
調理学		2			
調理実習				4	2
家庭園芸					2

「大学設置の手びき」P.312より

めの教科課程を脱し、家庭経営者としての能力を有する家庭婦人の養成と職業のための教育もくみ込んで、より充実した教科課程へと発展してきた、(資料12) このときに短期大学設置基準の改定がなされ水準の向上に努めている。

今後は家庭経営者としてだけではなく、家庭人、社会人としての枠をこえた人間として、生活を考え、社会の中での家庭を考えることができる人間を育成する教育を旨としてゆかねばならないと思う。

東京家政大学短期大学部も、まず昭和27年に栄養士養成施設としての指定を受け、20年より教員養成課程として中学校教諭二級、高等学校教諭仮の教員免許状(家庭・保健)が認可され、30年には保育試験科目免除の指定を受けた<sup>20)</sup>。35年度より、学科の増設と拡充をはかり、家庭科児童栄養専攻と家庭科被服専攻を改めて、児童専攻、栄養専攻、被服専攻の三コースとした。また37年3月に学部の新設と同時に、家庭科を廃して、保育科(入学定員80名)、栄養科(入学定員200名)、服飾美術科(入学定員200名)を設置する認可が得られた。さらに保育科は幼稚園教員養成課程(幼稚園教諭二級)として認定され、38年2月には保育養成校としての指定も受けた。41年3月には、栄養科は理科コースと栄養コース、服飾美術科は、被服コース、美術コース、教養コースの三コースが出来、理科及び美術コースに理科・美術科の中学校教諭二級の教員免許状が認可された。

43年度からは、栄養コースに、食物コースを新設し、44年度からは栄養コースを栄養士コースと改称した。48年2月に大学が一級衣料管理士養成大学に認定されたと同時に、短期大学部の服飾美術科の被服コースは40名を定員として、二級衣料管理士の養成大学として認定された。その後50年度に学生入学定員の変更を申請し、保育科200名、栄養科350名、服飾美術科350名とし、保育養成定員も200名、栄養士養成定員も350名とし、栄養科の栄養士コースと食物コースを統合して栄養コースにして53年度入学生

から二コース制となり、服飾美術科の被服コースの中で衣料管理士の資格を取得するコースを新設することとして、53年度入学生は管理コース、54年度入学生からは衣料管理コースと名称をかえて現在に至っている。

このように短大生の就職志向と結びつき、職業教育を行う学科に人気が出てきて、よき「家庭婦人」の養成を目標としていた家政科も、「よき家庭人、社会人及び職業人」の養成に拡げ職業教員をとり入れざるを得なくなった。職業別就職先の比率は表10の通りである。

表10 職業別就職先比率 (%)

	短 大 (本科)		
	全体	女子	家政
専門的・技術的職業従事者	36.7	37.2	23.3
管理的職業従事者	0.3	0.2	0.4
事務職業従事者	52.4	55.8	68.7
販売職業従事者	4.1	3.0	4.4
農林業作業員	0.4	0.0	0.1
漁業作業員	0.0	0.0	0.0
採鉱・採石作業員	0.0	0.0	0.0
運輸・通信従業者	0.4	0.2	0.0
技能工・生産工程作業員	2.0	0.5	0.8
保安職業従事者	0.3	0.2	0.1
サービス職業従事者	2.3	2.2	1.6
上記以外のもの	1.2	0.7	0.6

49年度学校基本調査報告書より

また資格取得では表11のように各種の資格が得られるが、教員免許状のように採用される可能性の少ないものは資格が飾り物でしかなく、司書教諭、図書館司書のように家政系の専門とかけ離れたものは、一般教育及び専門教育とは別に更に上積されて取得されるものであるため、職業教育が徹底せず、専修学校、各種学校の技術教育と比較して実力に問題が生じ、短大教育に職業技能教育を全面に押し出す弊害が出てくる。家政科の専門教育に密着し、学問的な水準を保てるようにすすめるべきであると思う。

以上のように短大家政科は各教科の分化、充実、コース編成による専門化など個々の領域での質的向上はみられ、合理的、科学的な家庭経

表11 短大家政系学科で取得できる資格

			学 校 数		
			公立	私立	計
教員免許状 養護司 函書館 栄衣生活 調査	家庭保健科	衛生	20	212	232
	美術	論	9	79	88
	書	論	0	3	3
	館	論	0	5	5
	司	論	1	16	17
	書	論	0	29	29
	館	論	0	14	14
	司	論	18	155	173
	書	論	1	31	32
	館	論	11	68	79
調 査 学 校			21	217	238

蛭雪時代短大及専修・各種学校案内号51年9月臨時増刊より作成

営ができるような教科課程になってきたが、各教科を総合した立場で「家政」をとらえる視点はうすい。又、社会の変化に対応し部分的に、改正することはみえても、現在の社会に積極的に抜本的改訂を行うことは少い。

たしかに短大家政科は女子の高等教育の大衆化を促し、量的拡大をささえ、社会の要請する女性の役割をになっている。しかし、今後は、特性教育機関としての花嫁学校というイメージを返上し、社会の進展に対応した家政科としてあるべきで、そのために生活構造を分析し、環境との関連で人間及び人間生活をとりあへてゆくような学科へと教科課程を再編成しなければならない、これはそれぞれの質的向上と共に、原論を中心として総合化された視点で生活を考え、教科全体の向上が必要であると思う。

## E 大学別科・高等専門学校等の制度と発展

### 1. 大学別科の制度と発展

大学別科は昭和25年6月7日付で、公私立新制大学長宛に別科設置について、大学設置審議会に諮る制度を示している。これは別科設置が本科の教育実施上影響のあるところからなされたもので、(資料13) のような要項の提出が

必要となっている。

東京家政大学では、短期大学部の別科として昭和28年に開設し、1年課程の「家庭科」として毎年修了生を世に送ってきた<sup>21)</sup>。41年からは、「生活教養科」と改称して教育課程も広い分野にわたって修得できるように充実したものとなって47年度まで続いた。48年度からその性格や内容を再検討するために一時学生募集を中止し53年度から「別科」として再開した。しかし、1年課程のコースは、現在の学生の希望に密着しない社会情勢もあり、種々検討の結果昭和55年度の入学生を修了させたところで廃止することになった。

### 2. 高等専門学校制度

新学制の理念であり、特徴である教育の機会均等をあくまでも保障しつつ、特に高等教育になるに従って、適性・能力に応じ、また進路に適した教育を制度的に工夫することは必要であり、特に基礎学力の充実した専門的職業人の養成は産業社会の要請であり、社会各方面から要望されるようになってきた。

昭和26年、独立後の制度改善を企画した太政令改正諮問委員会は、高等学校3年と、大学2年または3年をあわせた5年制の農・工・商教育等の職業教育に重点をおく「専修大学」を提案していたが、その後中央教育審議会においても、短期大学制度の恒久化と関連して、これについて検討を重ね、前後4回にわたって新しい学校について答申がなされた。この答申にもとづき33年3月、いわゆる専科大学の創設を内容とする学校教育法の改正法案が国会に提出されたが、短期大学の恒久化を技術者養成機関の創設を含めすべて専科大学に吸収しようとする内容が、ようやく独自の存在として定着してきた短期大学の関係者に強い反対を招いて審議未了となり、その後も再三国会に提案されたが、成立するに至らなかった。

一方、わが国経済の発達、産業構造の高度化、科学技術の進歩に対応して、技術者の量的不足と質的向上が問題になり、35年の国民所得倍増

計画の策定をめぐって、技術者養成に対する要望はますます活発になった。

ここにおいて文部省は、短大恒久化の問題を切りはなし、新たに工業教育を主体とする高等専門学校<sup>22)</sup>の創設を、36年4月、学校教育法の改正法案として第38回国会に提出し、同年6月公布、施行の運びとなり、37年度から工業高等専門学校が発足することになった<sup>22)</sup>。

高等専門学校は、「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とし、中学校卒業程度を入学資格とする修業年限5年の一貫教育を行う高等教育機関であり、又その卒業生には4年制大学への編入学の道が開かれている。

制度が定まると、全国各地に国立工業高等専門学校設置の誘置運動が起こり、文部省がこれを調整し、昭和37年度に12校、38年度、39年度も引きつづき12校づつ逐次設置し、また、37年度、38年度には公立4校、私立6校が相次いで設置された。

42年度には商船高等専門学校が創設され、従来の国立商船高等学校が昇格し、46年度には電波通信学科を置く工業高等専門学校が設置され、従来の国立電波高等学校3校が昇格した。

以上のように戦後の高等教育については、いわゆる第一種の高等教育機関（仮称「大学」）第二種の高等教育機関（仮称「短期大学」）第三種の高等教育機関（仮称「高等専門学校」）第四種の高等教育機関（仮称「大学院」）および第五種の高等教育機関（仮称「研究院」）が夫々発足し、社会に適応しつつ充実発展してきた。しかし、その中で女子教育ことに家庭科・家政学については制度として社会の要請がくみ込まれたものの、その内容については、未だ内部からも外部からも、いろいろの意味で、そのあり方を問われているのが現状である。

## 結 語

学術の教授と研究を重要な使命とする高等教育機関においては、伝統的な理想と社会的な現実とをいかに調和し、高等教育全体としてその役割と使命をじゅうぶんに果たすことが大切である。この中で人間性の尊厳に根ざした豊かな教養をもち、高度の知識・技術を身につけた人材を育成して国家社会の発展と人類の福祉に貢献できるように女子教育を高揚されることが望まれている。特に家庭科・家政学は人間の生活の土台となる家庭生活を中心にした総合的観点から、過去的女子教育より戦後の新しい進取の女子教育への転換による経過と家政系女子大学の在り方を探究してきた。

今後は、家政学の課題について探りながら、対象を「家庭」とのみ規定せず、家庭をこえる環境との相互作用であり、人間存在とその近接環境についての究明であることに拡大して領域を規定し、個々の技術を中核とする個別科学の発達とそれらの総合化について模索してゆきたい。

## 参 考 資 料

- 資料 1 専門学校令
- 資料 2 学制実施細目ノ件伺ニ対スル太政官指令
- 資料 3 戦時教育令
- 資料 4 新制大学基準
- 資料 5 家政学部設置基準
- 資料 6 大学基準改訂
- 資料 7 文部省令第21号
- 資料 8 大学院基準
- 資料 9 大学院設置基準改訂
- 資料 10 短期大学基準
- 資料 11 短期大学の教育内容
- 資料 12 短期大学設置基準の改訂
- 資料 13 新制大学別科設置要項



## 参 考 資 料

### 資料 1 (本文 p. 49, 52)

明治36年3月27日 勅令 第61号

専門学校令

第1条 高等ノ學術技芸ヲ教授スル学校ハ専門学校トス

専門学校ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ノ規定ニ依ルヘシ

第2条 北海道府県又ハ市ハ土地ノ情况ニ依リ必要アル場合ニ限り専門学校ヲ設置スルコトヲ得 但シ沖縄県ハ此ノ限ニ在ラス

第3条 私人ハ専門学校ヲ設置スルコトヲ得

第4条 公立又ハ私立ノ専門学校ノ設置廃止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第5条 専門学校ノ入学資格ハ中学校若ハ修業年限4箇年以上ノ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ学力ヲ有スルモノト檢セラレタル者以上ノ程度ニ於テ之ヲ定ムヘシ 但シ美術、音楽ニ関スル學術技芸ヲ教授スル専門学校ニ就テハ文部大臣ハ別ニ其ノ入学資格ヲ定ムルコトヲ得

前項檢定ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第6条 専門学校ノ修業年限ハ3箇年以上トス

第7条 専門学科ニ於テハ予科、研究科及別科ヲ置クコトヲ得

第8条 官立専門学校ノ修業年限、学科、学科目及其ノ程度並予科、研究科及別科ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

公立又ハ私立ノ専門学校ノ修業年限、学科、学科目及其ノ程度並予科、研究科及別科ニ関スル規定ハ公立学校に在リテハ管理者、私立学校ニ在リテハ設立者文部大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム

第12条 第1条ニ該当セザル学校ハ専門学校ト称スルコトヲ得ス

第13条 本令ハ明治36年4月1日ヨリ之ヲ施行ス

### 資料 2 (本文 p. 49)

明治5年6月24日 太政官指令

「学制実施細目ノ件伺ニ対スル太政官指令」(抄)

一 速ニ師表学校ヲ興スヘキ事

小学ノ教ノ能ク完全ナルヲ得ルユエノモノ小学教師ノ能ク齊整スルニアリ小学教師ノヨク教則ヲ維持シテ之ヲ教ユルノ正シキヲ得レハナリ夫レ師ノ生徒ニ於ル形ト影トノ如シ形不直シテ影直ナラント求ム不可得各国己ニ師表校ノ設ケアリ是小学教員ヲ植成シ以教則ヲ整全ナラシメシカ爲也故ニ師表校ヲ興シ小学ノ教員ヲ植成シ順次四方ニ派出セシメ益以之ヲ増植シ其教規ヲ正シ以テ務テ小学ノ教員ヲ完齊セシメンヲ欲ス是当今著手第一中ノ尤急務トス

教官教育所ノ定律

人有リ諸國ノ學問ニ曉通スト云ヘトモ我独リ之ヲ修メ他ノ者ニ施行スル事不能假令博學ノ者トイヘトモ唯独立ノ學者ト稱スヘシ

茲ニ人有リコレハ右ニ反シ一通リ諸學ヲ修メ自己ノ知覺シタル所ノ者ヲ以テ後進ノ士ヲ誘導ス之ヲ独立學者ニ比スレハ其益遙カ上ニ出タルモノニテ是レ則教官ト云フヘキナリ

之ヲ器物ニ比スレハ假令善キ品物トイヘトモ他ニ之ヲ配用スヘキ出口ヲ持タサレハ是ニ不用ノモノナルヘシ教官教育所ノ主意ハ學問ヲ修メ先輩タル人ハ必ス後進ノ士ヲ誘導スヘキ事ヲ務メシム是レ則チ出口ヲ持テル器物ニ比スヘキナリ

教官教育所ノ学徒ハ教導スヘキ道理及ヒ教育ニモ種々法則アレハ其利益且不利利益ノ事モ自然覺知スヘシ又教師ノ監督ヲ受ケ後進ノ士ヲ誘導スルノ良キ法則ヲ用ユル事モ亦知ルヘシ

假令定律アリ以テ之ニ寄り後進ノ士ヲ誘導スルノ良法モ發明スルナレハ是非コノ定律書ヲ變シ以テ其教導ヲ覺知スルナレトモ教育ノ大主意ハ皆書籍上ニノミニヨリ以テ學フト云フニ非ス○故ニ教官教育所ヲ建立セント欲スルニハ先ツ第一之レニ備フヘキ教師ヲ撰挙スヘシ但シ之レハ數人ヲ備フルニハ及ハス一人ヲ撰ミ置ク可シ最コノ人ハ學問及ヒ実行ニモ曉通シタル者ヲ撰挙スヘシ故ニ政府ニテ建立セントスルノ教官教育所ハ第一第二學校ニ於ケル日本ノ教官ノミヲ以テ成立ツモノナレ共若シコノ學校ヘ外国人ヲ同様入ル時ハ國語及ヒ學問ヲ教導スルニ及ハサレストイヘトモ教育ノ法則ヲ教導スルノ大益ヲ生スヘシ以來第一第二學校ニ於テ教官トナリ教導スルノ道ハ必ス教官教育所ニ入り學フヘシ又學校書ト云フ者アレハ其レニヨリコノ道ヲ覺フヘキナリ教官教育所ノ教師ハ前ニ記載シタル如ク忠愛ニ教育スヘキ道ヲ生徒ニ教ユルナリ次ニ揭示スル簡條ハ上ニ論スル所ノ

教導ノ最モ有益アル法ヲ云フ

日本ノ教育ヲ充分ニ受ケ且第一第二学校ニ於テ用ユヘキ学校書ヲモ善ク學ヒ得タルモノ凡ソ二十五人ヲ撰ミ以テ助教トスヘシ最年齢二十歳前後ニ限ルヘシ○コノ二十五人ハ外国教師ヨリ毎日二時間ツツ教導及ヒ學問ノ教授ヲ受クヘシ助教ヨリ年齢且学力モ一階下リタル生徒九十二人ヲ撰ミ之ヲ六組ニ分チ一組ヲ十五人トス○毎日十時間助教三人或ハ四人ヲ一組トナシ生徒ニ附キ添フヘシ之レハ外国教師ノ誠実ニ定律ニ従ヒ且第一ノ学校書ニヨリテ生徒ヲ監督スルカ故ニ其レヲ通弁スルノ為ナリ(略)

### 資料 3 (本文 p. 53)

昭和20年5月22日 勅令 第320号

#### 戦時教育令

第1条 学徒ハ尽忠以テ國運ヲ隻肩ニ担ヒ戦時ニ緊切ナル要務ニ挺身シ平素鍛錬セル教育ノ成果ヲ遺憾ナク發揮スルト共ニ知能ノ錬磨ニカムルヲ以テ本分トスベシ

第2条 教職員ハ率先垂範学徒ト共ニ戦時ニ緊切ナル要務ヲ挺身シ俱学俱進以テ学徒ノ薫化啓導ノ任ヲ全ウスベシ

第3条 食糧増産、軍需生産、防空防衛、重要研究等戦時ニ緊切ナル要務ニ挺身セシムルト共ニ戦時ニ緊要ナル教育訓練ヲ行フ為学校毎ニ教職員及学徒ヲ以テ学徒隊ヲ組織シ地域毎ニ学徒隊ヲ以テ其ノ連合体ヲ組織スルモノトシ二以上ノ学徒隊ノ一部又ハ全部が同一ノ職場ニ於テ挺身スルトキハ文部大臣ノ定ムル場合ヲ除クノ外其ノ職場毎ニ教職員及学徒ヲ以テ学徒隊ヲ組織シ又ハ学徒隊ヲ以テ其ノ連合体ヲ組織スルモノトス

学徒隊及其ノ連合体ノ組織編制、教育訓練、指導監督其ノ他学徒隊及其ノ連合体ニ関シ必要ナル事項ハ文部大臣之ヲ定ム

第4条 戦局ノ推移ニ即応スル学校教育ノ運営ノ為特ニ必要アルトキハ文部大臣ヘ其ノ定ムル所ニ依リ教科目及授業時数ニ付特例ヲ設ケ其ノ他学校教育ノ実施ニ関シ特別ノ措置ヲ為スコトヲ得

第5条 戦時ニ際シテ必要アルトキハ学徒ニシテ徴集、召集等ノ事由ニ因リ軍人(陸海軍ノ学生生徒ヲ含ム)ト為リ、戦時ニ緊切ナル要務ニ挺身シテ死亡シ若ハ傷痍ヲ受ケ又ハ戦時ニ緊要ナル専攻学科

ヲ修ムルモノハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ正規ノ期間在学セズ又ハ正規ノ試験ヲ受ケザル場合ト雖モ之ヲ卒業(之ニ準ズルモノヲ含ム)セシムルコトヲ得

第6条 略

### 資料 4 (本文 p. 58)

#### 新制大学

大学基準協会決定(22・7・8)

#### 大学基準

#### 第一 趣 旨

- 一 大学は最高の教育機関として又學術文化の研究機関として重要な使命をもっているのに鑑み、大学の諸組織施設はその機能が充分發揮出来るよう一定の基準を設け、これに基いて設置され充實されるのが大切である。
- 二 この基準は大学の最低の基準を示すものであって、新しく設置される大学は勿論、現に存在する大学にもこれを適用してその適否を検し、また内容の充實を計る。
- 三 大学を判断し測定するには、各大学が掲げている目的或は果そうとする使命に即して、その大学が高等學術の機関として表示している全形態を基礎としてこれを行わなければならない。
- 四 この基準には学校教育法及同法施行規則に決められている事項を省略してある。

#### 第二 基 準

- 一 大学はその設置の目的、使命を明示しなければならない。
- 二 大学に於ける学部設置は左の基準に依る。
  1. 大学の学部の種類は法学、文学、経済学、商学、医学、理学、工学、農学、その他学部として適当な規模内容があると認められたものとする。なお実質及び規模が一学部を構成するのに適当なときは、必要に応じこれを分合して一学部とすることができる。
  2. 学部は専攻により学科に分けることができる。学科の種類は別にこれを定める。
- 三 大学はその目的使命を達成するために必要にして充分な講座を設けなければならない。講座における教育組織は次の基準に依る。
  1. 講座は専任の教授が担任することを原則と

する。講座を担当すべき適当な教授が得られない場合には一時兼任の教授又は助教授、講師がそれを担任又は分担することができる。

講師が講座を担当又は分担する場合には教授会の承認を経なければならない。

2. 兼任教授、助教授、講師が担任又は分担する講座の総数は全講座数の半数を超えることはできない。
  3. 各講座には助教授及び助手を置くものとする。但し止むを得ない場合には助教授、助手を欠くことができる。
  4. 講座を担当しない教授及び講座に属していない助教授、助手を置くことができる。
  5. 講座外又は特別の授業は助教授講師で差支えない。
- 四 教員の任免資格等については次の基準に依る。
1. 教授は担当する専門学術の進歩並にその教育に対して責任を負う。
  2. 大学総長又は大学長は教授及び助教授の任免に当っては教授会に諮りその賛同を得ることを必要とする。
  3. 資格審査は人格、学歴、職歴、著書、論文、学会並に社会における活動等について行われなければならない。
  4. 教授、助教授、助手には研究に対する必要な施設と時間が与えられなければならない。
  5. 教授、助教授、助手にはその精力と時間とを他の職業に割くことなく自らその家族を支えるために適当な俸給が与えられなければならない。
- 五 学生定員は講座数、教授能力、授業並に実験設備、衛生設備等を考慮して最適の定員を決定しなければならない。  
その決定には教授会の議は尊重されなければならない。
- 六 学生の入学に関しては左の基準に依る。入学資格は学校教育法及び同行施行規則に定められたところに依る。但し入学試験を行い大学における学業を成就する見込のあるものを選択することが出来る。入学試験の科目は各大学においてこれを決定できるが、学科試験の科目は特別の場合を除き高等学校の課税の範

囲内で選ばなければならない。

七 授業科目及びその単位数決定は次の基準に依る。

1. 大学は次に掲げる一般教養科目中各系列に互って夫々科目以上、全体として文科系の大学又は学部では15科目、理科系の大学又は学部では12科目の授業を必ず用意しなければならない。

人文科学関係 哲学（倫理学を含む）、  
心理学、教育学、歴史学、  
人文地理学、文学、外国語。

社会科学関係 法学、政治学、経済学、  
社会学、統計学、家政学。

自然科学関係 数学、物理学、化学、地学、  
生理学、人類学、天文学。

必要の場合には前掲以外の科目を一般教養科目に加えることができる。

2. 専門科目については別に定めるところに依る。
3. 一科目に対する課程を終了した学生には単位を与えるものとする。各科目に対する単位数は次の基準に依って計算する。

イ 講義に対しては1時間の講義に対し教室外における2時間の準備又は学習を必要とすることを考慮し毎週1時間15週の講義を1単位とする。

ロ 数学演習の如き演習は2時間の演習に対し1時間の準備を必要とすることを考慮し、毎週2時間15週の演習を1単位とする。

ハ 化学実験、機械実験、農場演習、工作実習、機械製図の如き実験室又は実習場における授業に対しては、学習は凡て実験室又は実習場において行われるものであることを考慮し、毎週3時間15週の演習又は実習を単位とする。

八 学士号の種類に関する事項は別にこれを定める。

九 学士号に対する最低要求は次の基準によるものとする。

1. 学士号を与える資格の最低要求は七の3に定めた定義に従って決定された単位120を

4 箇年以上（夜間授業を行う学部の場合は別にこれを定める）に獲得することとする。卒業論文又は卒業計画の単位は右 120 単位中にこれを含ませる。但しその単位を如何に定めるかは各大学の自由とする。

2. 文科系の大学又は学部の学生は、一般教養科目中外国語 1 科目を含め七の 1 に示す三つの系列に亘って夫々 2 科目以上合計 10 科目以上、専門科目については 15 科目以上を履修し、一般教養科目については 40 単位以上、専門科目については 80 単位以上を取得しなければならない。
3. 理科系の大学又は学部の学生は、一般教養科目中外国語 1 科目を含め七の 1 に示す三つの系列に亘って夫々 2 科目以上合計 9 科目以上を履修し、一般教養科目については 36 単位以上、専門科目については 84 単位以上を取得しなければならない。

十 大学は学部学科の種類学生数等についての組織規模に応じ、次に掲げるような施設及び設備をもつことを基準とする。

1. 校地は文教に相応しい環境をもち、校舎敷地の外に適當の空地を存し、学生が授業時間外において休息運動などのできるようになるべく広きをよしとする。農学部をもつ大学では適當な演習地を備えなければならない。
2. 校地諸設備は大学の組織規模に応じ、教授上研究上及び保健上の必要を考慮し、少くとも次に掲ぐるものを備え且それ等の施設は常に改善されなければならない。

イ 総長室、学長室、会議室、事務室等、教授助教の研究室、教室、実験室、実習室等、図書館、講堂、体育館、寄宿舎、医療室。

ロ 重要な事項に関しては夫々別に研究所を附置することができる。

ハ 図書館には学生の図書閲覧のために採光換気十分な学生閲覧室を設け相當数の空席を設ける。

ニ 教授上研究上必要な機械器具は最低必要量を備えることは勿論、特に斬新なものを備えるようにする。

ホ 学部の種類に応じ内外の専門図書相當部数を備え、学部の種類によっては適當な標本を備える。

ヘ 医学部では附属病院を備える。

ト 其他医療室、体育館、寄宿舎、研究所、附属病院、農場、演習林等には規模に応じ必要な設備をする。

十一 大学の資産並に維持經營の方法は次の基準に依る。

1. 大学はその組織規模に相當する校地、校舎、諸施設設備等の不動産の外、適當額の資産を備える。
2. 学生の修業を保證するに足る財政的基礎を確立することが必要である。この為に学生から徴収する授業料及び前項資産より生ずる果実の外、必要に応じ相當の収入を得べき適當な機関を備える。
3. 大学では年次決算を公表するものとする。

#### 備考

- 一 大都市には専門学校等が昇格する場合を除き原則として大学の新設を認めない。
- 二 校舎設備は当分原則として現有施設を所有しているか、確実に利用し得る見込ある場合についてのみ詮議される。
- 三 大都市の他、大学所在地の違いに依って生れる差異、大学の伝統特色を生かすことの工夫も考慮されなければならない。
- 四 大学院に関する基準は別に之を定める。

#### 資料 5 (本文 P. 59)

家政学部設置基準 (22・8・5)

大学基準設定協議会、中央委員会

- 一 家政学部は家庭生活並に之に類する集団生活に関する学芸を教授研究して生活文化の向上の發展に寄与する能力を展開せしめる事を目的とする。
- 二 家政学部には学科を置くことが出来る。学科の種類は下に掲げるものの他、適當と認められるものとする。

児童学科、食物学科、被服学科、住居学科、社会福祉学科、施設經營学科

- 三 前項に掲げた各学科の目的は、概ね下の通りで

ある。

#### 児童学科

児童を乳幼児期より青年期に亘って、その精神及び身体の発達、養護並に教育に関して教授研究し、母性の向上をはかると共にその分野における指導者を養成することを目的とする。

#### 食物学科

食物並に食生活に関する理論技能を教授研究し、以て食生活の向上発達に貢献すると共にその指導者を養成することを目的とする。

#### 被服学科

被服並に被服生活に関する科学、芸術及び技術を総合的に教授研究し、被服文化の向上発展を計ると共にその指導者を養成することを目的とする。

#### 住居学科

住居建築の基本知識を基礎として住居及び住居文化の科学的並に芸術的(特に室内装置、装飾、家具、什器等に関して)に関する理論並に技能を教授研究し、以て住生活の向上発展を計ると共にその指導者を養成することを目的とする。

#### 社会福祉学科

大学の一般教養と家政学の知識技能を背景として科学的社会事業の理論並に技術を教授研究し、社会事業中、婦人独自分野において、例えば青少年補導、母性福祉等に奉仕する者を養成することを目的とする。

#### 施設経営学科

大学の一般教養と家政学の知識を背景として集団生活に関する施設(例えば学校食堂、工場、病院、ホテル、各種寄宿舎等)の科学的経営に関する理論並に技術を教授研究し、その経営に任ずる技術者を養成することを目的とする。

四 各学科(専攻の学課目は一般教養課目・一般家政学課目・各学科(専攻)の必修課目及び選択課目に分ける。

一般家政学とは家政学の各分野を専攻するものに家政学の全般を把握せしむる事を目的とし、下に掲げるものの中から少くとも3課目、3単位を選択履修させる。

家政学原論、食物学概論、衣服学概論、住居学概論、家政管理学概論、家族経済学、児童学概論

五 一般教養課目、専攻課目につき学士号に対する最低要求基準としての各課目の選択、単位数及単

位の計算については「大学設立基準七及び九の3」を適用する。

六 各学科においては専攻課目として下に挙げるものが必要である。但しそれらを適当に分けても又合わせてもよく、更に各大学の主眼とする趣旨に応じて適当な課目(例えば(選)と記したものの如き)が加えられることが望ましい。

#### 児童学科

児童心理学 青年心理学 精神衛生学 精神検査 小児科学 小児栄養学 育児実習ナースリースクール 幼稚園 児童学生生活指導 家庭教育 児童福祉問題 研究問題 児童文化(選)

#### 食物学科

栄養学 食品化学 食品生物学 微生物学 食品加工学 食糧政策 農芸 調理科学 保健食及び病人食 食物衛生学 研究問題 大量炊事(選) 食生活文化史(選)

#### 被服学科

造形美学 服飾美学 被服文化史 紡織学 染色学 被服衛生学 被服商品学 被服工作 被服整理 研究問題 意匠学(選) 色彩学(選) 服飾工芸史(選)

#### 住居学科

住居史 造形美学 美学 図学 材料及構造概論 住居設備工学 住居衛生学 住居経済学 住居設備 室内装飾 研究問題 什器鑑賞法(選) 家庭工作(選)

#### 社会福祉学科

社会事業学概論 児童福祉問題 婦人及労働問題 社会立法 ケースワーク法 社会施設実習 社会調査 生活補導 社会衛生学 精神衛生学 研究問題 児童心理学(選) 青年心理学(選) 社会心理学(選) 家族論(選) 都市農村社会学(選) 社会思想史(選)

#### 施設経営学科

施設経済学 施設経営学 大量炊事 施設設備 施設経営実習見習 会計学及簿記学 婦人及労働問題 産業心理学 研究問題 住居設備工事(選) 社会衛生学(選) 社会心理学(選) 人事管理(選)

七 教育に従事しようとするものは別に定める処によって教育に関する課目の一定数以上の課目数、単位数を修得しなければならない。

この大学基準は他の学部大学基準とともに若干の修正後昭和31年文部省令として、公布されたのである。

資料 6 (本文 P. 62)

大学基準協会決定 (22・12・15)

大学基準改訂

1. 二の二の第二項「学科の種類は別にこれを定める」を削除する。
2. 三「大学はその目的使命を達成するために必要にして充分な講座を設けなければならない」を次の通り改める。  
「大学はその目的使命を達成するために必要な講座文はこれに代る適当な制度を設けなければならない。」
3. 七の1の教育科目表を次の通りに改める。  
人文科学関係 哲学、倫理学、心理学、教育学、社会学、歴史学、人文地理学、人類学、文学外国語。  
社会科学関係 法学、政治学、経済学、社会学、心理学、人類学、教育学、歴史学、統計学、家政学。  
自然科学関係 数学、統計学、物理学、天文学、化学、地学、生物学、人類学、家政学。
4. 七の1の最終項に「特に音楽、美術等情操教育に役立つ科目を加えることが望ましい」と追加する。
5. 七の2として次の条項を挿入する。  
大学は体育に関する講義及び実技各二単位以上を課することを要する。
6. 七の2を七の3としその内容を次の如く改める。  
専門科目について別表の各分野毎に示された各部門にわたり適当数の授業科目を設けなければならない。
7. 七の3を七の4としその八の「機械製図」の後に「体育実技」を挿入する。
8. 九中「七の3に定めた定義に従って決定された単位120」とあるを「七の4に定めた定義に従って決定された単位120及び体育の単位」と訂正する。
9. 備考中一、二、及び三を削除し四を一とし新に\*

系 別	分 野 別	部 門 別
人文科学	哲学、倫理学、心理学、教育学、社会学、美学、美術史学、宗教学等	歴史部門、概論部門、特殊研究部門
	国史学、東洋史学、西洋史学等	史学研究法部門、一般史部門、特殊研究部門
	国文学、外国文学、言語学等	歴史部門、批判部門、作品部門、語学部門
社会科学	法学	基礎部門、公法部門、民法部門、刑法部門
	政治学	歴史部門、理論部門、制度部門
	経済学	経済学部門、経済史部門、経済政策部門、財政学部門、統計学部門
	商学	商学部門、経営学部門、会計学部門
	社会学	歴史部門、概論部門、特殊研究部門
自然科学	数学、物理学、天文学、化学、地学、生物学、人類学等	基礎科学部門、専門科学部門、特殊研究部門
応用科学	法学問学	社会科学系参照
	家政学	基礎科学部門、応用部門、特殊研究部門
	社会事業学	処置部門、行政部門、調査部門、実習部門
	新聞学	基礎部門、実務部門、特殊研究部門
	工学	基礎科学部門、基礎工学部門、応用部門、特殊研究部門

	門
農学	基礎科学部門, 基礎農学部門, 応用部門, 特殊研究部門

- 備考 一 上の分野別は学科別を意味するものではない。
- 二 医学, 歯学, 薬学等に関しては別にこれを定める。
- 三 部門別は各学問分野の構造の概要を示すものである。ここに掲げていない分野の部門別はこの例によるものとする。

\*二を追加する。

二 大学の通信教育の基準は別にこれを定める。

10. 医学, 歯学, 薬学, 獣医学の履修課程に関する基準(別紙)を附加する。

大学基準協会決定(23・5・24)

大学基準改訂

第二基準九に4として左の一項を追加する。

通常の課程の履修単位は, 通信教育の単位と互に転換することができる。

大学基準協会決定(24・5・24)

大学基準改訂

基準の八, を次の如く改める。

- 八 学士号の種類を次の如く定める。
1. 学士の上に冠してその種類を示す名称は原則としてその出身学部名によるものとする。
  2. 一学部中にある一学科が他の学部準ずる内容を有するときは, 当該学部の名称を冠することができる。

大学基準協会決定(25・6・13)

大学基準改定

- 一 大学基準趣旨の四に第二項として左の一項を加

える。

教職課程については, 教育職員免許法及び同施行令に定められたところに合致するよう考慮されなければならない。

- 二 基準七の1を次の通り改める。

- 七 1. 大学は左に掲げる一般教養科目中各系列に亘って夫々3科目以上全体として15科目の授業を必ず用意しなければならない。
- 人文科学関係 哲学, 倫理学, 宗教学, 文学, 音楽, 美術。
- 社会科学関係 法学, 政治学, 経済学, 社会学, 地理学, 教育。
- 自然科学関係 数学, 物理学, 化学, 天文学, 地学, 生物学。

歴史, 心理学, 統計学, 人類学, 及び家政学の如く或一つの科目が二つの系列のいずれにも分類し得る場合, その分類については授業科目毎に当該大学がその科目の授けられる目的及び計画に従って行うものとする。

前掲以外の科目でも一般教養科目として適当と認められるものは夫々の系列に加えてもよい。

一般教養科目の授業は各科目とも4単位以上とすることを本則とする。

- 三 同七の2として左の条項を挿入する。

2. 大学は一般教養科目の外に二つ以上の外国語について, 夫々8単位以上の授業を必ず用意しなければならない。

- 四 同七の2, 3, 4を夫々七の3, 4, 5とする。

- 五 同九の2及び3を一つに纏め, 九の2を次の通り改める。

大学の学生は一般教養科目中七の1に示す三つの系列に亘って夫々2科目8単位以上合計9科目36単位以上取得し, 且大学の定める処に従って, 専攻科目, それに関連する科目を合せて単位以上を取得しなければならない。

- 六 同九の4を3とする。

大学基準一部改訂ならびにこれが運用について(25・9・6)

国公立大学長宛, 管理局長

大学学術局長

大学基準協会総会で一部改訂された大学基準について大学設置審議会に於て採択決定

### 大学基準運用要項

第二基準三を次のように運用する。

大学はその目的使命を達成するために必要な講座又はこれに代る適当な制度を設けなければならない。講における教員組織は次の基準に依る。

三 5の次に左の一項を加えて運用する。

講座に代る制度を設ける場合は講座設置の精神に準ずる。

四 2を次のように運用する。

大学の総長又は大学長は教授、助教授及び講師の採用、解嘱に当っては、教授会に諮りその賛同を得ることを必要とする。

五 3の次に左の各項を加えて運用する。

その際教授の資格については次の各項に依る。

イ 学位を有する者

ロ 研究業績のある者

ハ 高等専門学校以上の学校で3年以上教員の経験があり、教授上、学問上の業績がある者

ニ 学術、技能に秀で教育に経験ある者

六 1「人文科学関係」を次のように運用する。

「哲学」の下に「倫理学」を加える。

七 1「自然科学関係」を次のように運用する。

「家政学」を「生活科学」とする。

必要の場合には前掲以外の科目特に音楽、美術等情操教育に役立つ科目を一般教養科目に加えることができる。

八 「学士号」の種類を次のように運用する。

1. 学士の称号の上に冠してその種別を示す名称は、原則として、出身学部の名義によるものとする。

2. 前項によるものが適当でないもの或は学部の中にある学科が学部基準に準ずる内容をもつと認定するときは前項の趣旨により適当な名称を冠するものとする。

備考二の「大学の通信教育」については「大学通信教育基準」を運用する。但し附則三を欠く。

備考

本要項は必要ある場合は更に審議の上増補することがある。昭和26年度に開設予定の大学等の設置基準は昭和25年8月29日第16回大学設置審議会総会において採択された大学基準改訂にか

かわらず、なお従前の大学基準によることのできる。

大学基準協会決定(26・6・21)

### 大学基準改訂

一 大学基準第二、四の1中「担当する専門学術」とあるを「専門とする学術」と改める。

二 同四の3中「人格、学歴、職歴、著書、論文、学会並に社会における活動」等とあるを「人格、教授能力、教育業績、研究業績、学界並に社会における活動等」と改める。

三 同七の1中「左に掲げる一般教養科目中」とあるを「左に掲げる一般教育科目」と改める。

四 同七の4中「専門科目については」とあるとあるを「大学は専門教育のために」と改める。

五 同七の5・ロは左の通り改める。

演習については、数学演習の如き演習は2時間の演習に対し1時間の準備を必要とすることを考慮して毎週2時間15週の演習を1単位とし、哲学演習又は法学に関する演習の如き演習は1時間の演習に対し2時間の準備を必要とすることを考慮して毎週1時間15週の演習を1単位とする。

六 同八以下を順次九以下にし、八として左の通り挿入する。「大学は学生生活の向上を図るために適当な専任機関を設けなければならない」

七 同七、「授業科目及びその単位数決定は左の基準に依る」の次並に同九の2の最後に、「但し医学教育及び歯学教育を行う大学又は学部においてはこの限りではない」を加える。

### 資料 7 (本文 P.63)

文部省令第21号

文部省令 P.406 法令全書昭和37年第4巻

学校教育法(昭和22年法律第26号)第3条の規定に基づき、大学設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和37年4月18日 文部大臣 荒木萬壽夫

大学設置基準の一部を改正する省令

大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の一部を次のように改正する。



第45条を第46条とし、第44条の次に次の1条を加える。

(外国人留学生に関する授業科目等の特例)

以下略

文部省令第7号

学校教育法(昭和22年法律第26号)第63条第2項の規定に基づき、大学設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和40年3月3日 文部大臣 愛知揆一

大学設置基準の一部を改正する省令

大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の一部を次のように改正する。

別表第4中「薬学士」を「薬学士、衛生看護学士、保健衛生学士、栄養学士」に「体育学士、衛生看護学士」を「体育学士」に改める。

この省令は、公布の日から施行する。

以下略

文部省令第37号 p.305

学校教育法(昭和22年法律第26号)第3条の規定に基づき、大学設置基準の一部改正する省令を次のように定める。

昭和41年7月1日 文部大臣 中村梅吉

大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の一部を次のように改正する。附則第3項の表中備考以外の部分を次のように改める。

学 部 名	学生定員	入学定員 100人収容定員 400人の場合の面積 (平方メートル)	入学定員 200人収容定員 800人の場合の面積 (平方メートル)	入学定員 300人収容定員 1,200人の場合の面積 (平方メートル)
文 学 部		3,305	4,958	6,280
教育に関する学部		3,305	4,958	6,280
法 学 部		3,305	4,958	6,280
経 済 学 部		3,305	4,958	6,280
商 学 部		3,305	4,958	6,280
理 学 部		5,785	8,925	—
工 学 部		6,611	11,239	—
農 学 部		6,280	10,909	—
薬学に関する学部		5,785	7,768	—
家政に関する学部		4,958	6,942	—
美術に関する学部		4,793	7,933	—
音楽に関する学部		4,297	7,272	—
体育に関する学部		4,297	6,280	—

附則

この省令は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。以下略

文部省令第7号 P.251

学校教育法(昭和22年法律第26号)第63条第2項の規定に基づき、大学の設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和43年4月1日 文部大臣 灘尾弘吉

大学設置基準の一部を改正する省令

大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の一部を次のように改正する。

別表第4中「工学士」を「工学士、芸術工学士」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

以下略

文部省令第23号 P.95

学校教育法(昭和22年法律第26号)第43条及び第49条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和45年10月15日 文部大臣 坂田道太

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)の一部を次のように改正する。

第57条中「教科並びに特別教育活動及び学校行事等」を「各教科に属する科目及び各教科以外の教育活動」に改める。

以下略

文部省令第5号 P.98

学校教育法(昭和22年法律第26号)第3条及び第88条の規定に基づき、大学設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和47年3月18日 文部大臣 高見三郎

大学設置基準の一部を改正する省令

大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の一部を次のように改正する。

第31条の次に次の一条を加える。

(他の大学における授業科目の履修等)

第31条の2 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学の授業科目を履修することを認めることができる。

2 大学は、学生が前項の規定により履修した授業科目について修得した単位を、30単位をこえない範囲で当該大学において修得したものとみなすことができる。

3 前二項の規定は、学生が外国の大学に留学する場合に準用する。

この省令は、昭和47年4月1日から施行する。

文部省令第29号 P.54

学校教育法(昭和22年法律第26号)第3条、第8条、第63条及び第88条の規定に基づき、大学設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和48年11月28日 文部大臣 奥野誠亮

大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 学部(第2条—第4条)」を「第2章 学部(第2条—第4条) 第2章の2 学部以外の基本組織(第4条の2)」に改める。

第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 学部以外の基本組織

(学部以外の基本組織)

第4条の2 学校教育法(昭和22年法律第26号)第53条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織(以下「学部以外の基本組織」という。)は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであって、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

一 教育研究上適当な規模内容を有すること。

二 教育研究上必要な教員組織、施設設備その他

の諸条件を備えること。

三 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。

2 学部以外の基本組織における専任教員数、校地及び種類数並びに学部以外の基本組織の教育研究に必要な附属施設の基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部に係るこれらの基準に準ずるものとする。

3 この省令において、「学部」には、前章この章、第11条、第40条、第41条及び附則第3項を除き、学部以外の基本組織を含むものとする。

第8条の次に次の1条を加える。

(学部以外の基本組織に関する特例)

第8条の2 学部以外の基本組織を置く大学は、当該学部以外の基本組織に関し、学科目制及び講座制を設けないことができる。この場合において、当該学部以外の基本組織の教育研究上主要と認められる分野については、それぞれの分野を担当する専任の教授又は助教授を置くものとする。

第9条中「前3条に規定するものほか」を削る。

第12条中「第6条、第7条又は第8条の規定による」を削り、「こえない」を「超えない」に改める。第16条第1号を次のように改める。

1 学士の称号を有する者

第17条第1項中「学科又は課程」を学科、「課程等」に改め、同条第2項中「学科目又は講座」を「学科目、講座等」に改める。

第18条第2項を削る。

第19条第2項中「学部及び学科又は課程の種類によっては」を「教育上必要があるときは、専門教育の基礎となる授業科目として」に改める。

第23条を削り、第24条を第23条とし、第6章中同条の次に次の1条を加える。

(授業科目の区分に関する履修上の特例)

第24条 大学は、第19条に規定する授業科目の区分により開設する授業科目について、学生の専攻との関連において教育上有益と認めるときは、当該授業科目の区分以外の区分に係る授業科目として履修させることができる。

第26条第1号中「毎週1時間15週」を「15時間」に、「毎週1時間半又は2時間15週」を「22時間半又は30時間」に改め、同条第2号中「毎週2時間15週」を「30時間」に、「毎週1時間15週」を「15時

間」に改め、同条第3号中「毎週3時間15週」を「45時間」に改める。

第28条の次に次の1条を加える。

(授業期間)

第28条の2条 授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。

ただし、外国語の演習、体育実技等の授業について教育上特別の必要があると認められる場合は、この限りでない。

第33条の見出し中「大学」を「学部」に改め、同条第1項を次のように改める。

前条の規定にかかわらず、医学又は歯学の学部の卒業の要件は、大学に6年以上在学し、次の各号に掲げる授業科目(次項において「一般教育科目等」という)について当該各号に定める単位を含め64単位以上修得し、かつ、別に定めるところにより専門教育科目を履修することとする。

一 一般教育科目については、人文、社会及び自然の3分野にわたり36単位

二 外国語科目については、英語及びドイツ語それぞれ8単位又は英語及びフランス語それぞれ8単位、合計16単位

三 保健体育科目については、講義及び実技4単位

四 基礎教育科目については、8単位

第33条第2項を次のように改める。

2 学校教育法第55条第2項に規定する専門の課程に進学するための課程(以下「進学の課程」という)に入学した者にあつては、前項の規定により修得すべき一般教育科目等の単位は、進学の課程において修得することとする。

第33条第3項中「前項」を「第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 学校教育法第56条第2項に規定する進学の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められ医学又は歯学の学部に入学者に係る卒業の要件は、第1項の規定にかかわらず、大学に4年以上在学し、第1項に規定する専門教育科目を履修することとする。

第34条中「前条第1項」を「前条」に改める。

第37条第3項中「学科又は課程」を「学科、課程等」に改める。

第44条中「専門の課程」を「専門教育科目」に、

「及び授業科目」を「専門教育科目の基準」に、「並びに」を「及び」に改める。

第45条第3項中「進学の課程」を「医学又は歯学の学部」に、第33条第2項を「第33条第1項」に改める。

別表第2中「進学の課程の」を「医学又は歯学の学部の一般教育科目、外国語科目及び保健体育科目」に改める。

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)の1部を次のように改正する。

第21条第1項第2号中「専攻科」をこれらに相当する組織、大学の専攻科」に改める。

文部省令第40号 P.82

学校教育法(昭和22年法律第26号)第3条及び第88条の規定に基づき、大学設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和50年12月25日 文部大臣 永井道雄

大学設置基準の一部を改正する省令

大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第3項中「及び附則第3項」を「並びに附則第2項及び第3項」に改める。

第1条中「別表第1から第3まで」を「別表第1及び別表第3」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学の学部における専任教員の数は、別表第2及び別表第3の2のとおりとする。

第33条第3項中「基礎教育科目」の下に「(進学の課程と専門の課程とに分けない場合にあつては、外国語科目、基礎教育科目又は専門教育科目)」を加える。

以下略

## 資料 8 (本文P.64)

大学基準協会決定(24・4・12)

大学院基準

### 第一 趣旨

一 大学院の内容は、修士の学位を与える課程と博士の学位を与える課程とに分れる。

- 二 修士の学位を与える課程は、学部に於ける一般  
的並びに専門的教養の基礎の上に、広い視野に立  
って、専攻分野を研究し、精深な学識と研究能力  
とを養うことを目的とする。
- 三 博士の学位を与える課程は、独創的研究によっ  
て従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進  
展に寄与するとともに、専攻分野に関し研究を指  
導する能力を養うことを目的とする。

## 第二 基準

- 一 大学院は修士の学位を与える課程と、博士の学  
位を与える課程とを置く。但し修士の学位を与  
える課程のみを置くことができる。
- 二 修士の学位を得んとするものは、全日制にては  
一カ年以上、定時制にてはこれに相当する期間在  
学し、専攻科目について30単位以上履修し且つ研  
究論文を提出しなければならない。
- 三 博士の学位を得んとするものは、全日制にては  
三カ年以上、定時制にてはこれに相当する期間在  
学し、専攻科目について50単位以上履修し、独創  
的研究論文を提出し、且つ最終試験を受けなけ  
ばならない。
- 四 大学院に入学する学生は、大学を卒業した者、  
若しくはこれと同等の学力を有する者でなければ  
ならない。
- 五 大学院を置く大学は、その課程に必要な施設並  
びに講義、演習、実験等の授業を用意しなければ  
ならない。
- 六 大学院を置く大学は、その目的使命を充分に達  
成し得るような大学教員組織を用意しなければならない。

## 備考

- 一 修士博士の種類を示す名称については学士の  
場合に倣い研究科名又はそれに準ずる名称を冠  
するものとする。
- 二 この基準は、学術の研究及び教授者の養成を  
主たる目的とする大学院について定めたもので  
ある。専門の職業に従事する者（例えば医師、  
弁護士等）の養成を主たる目的とするもの基  
準は別に之を定める。
- 三 医学、歯学、薬学、獣医学、工学、農学等の  
大学院においても学術の研究者及び教授者の養  
成を主たる目的とするものについての規模はこ  
の基準による。

## 資料 9 (本文P.65)

文部省第28号

文部省省令 P.261~P.262

学校教育法（昭和22年法律第26号）第3条、第8  
条、第68条第1項及び第88条の規定に基づき、大学  
院設置基準を次のように定める。

昭和49年6月20日 文部大臣 奥野 誠亮  
大学院設置基準

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 研究科（第5条—第7条）
- 第3章 教員組織（第8条・第9条）
- 第4章 学生定員（第10条）
- 第5章 教育方法等（第11条・第15条）
- 第6章 課程の修了要件等（第16条—第18条）
- 第7章 施設及び設備（第19条—第22条）
- 第8章 雑則（第23条・第24条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 大学院は、学校教育法（昭和22年法律第  
26号）その他の法令の規定によるほか、この省令の  
定めるところにより設置するものとする。

#### （大学院の課程）

第2条 大学院における課程は、修士課程及び博  
士課程とする。

2 大学院には、修士課程及び博士課程を併せ置  
き、又はそのいずれかを置くものとする。

#### （修士課程）

第3条 修士課程は、広い視野に立って精深な学  
識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専  
門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うこと  
を目的とする。

2 修士課程の修業年限は、2年とする。

#### （博士課程）

第4条 博士課程は、専攻分野について研究者と  
して自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能  
力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的  
とする。

2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。

3 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の  
課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。

4 前期2年及び後期3年の課程に区分する博士

課程においては、その前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

## 第2章 研究科

### (研究科)

第5条 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであって、専攻の種類及び数、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。

### (専攻)

第6条 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、1個の専攻のみを置くことができる。

### (研究科と学部等の関係)

第7条 研究科を組織するに当たっては、学部、大学附置の研究所等と適切な連携を図る等の措置により、当該研究科の組織が、その目的にふさわしいものとなるよう配慮するものとする。

## 第3章 教員組織

### (教員組織)

第8条 大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育研究上必要な教員を置くものとする。

2 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員がこれを兼ねることができる。

第9条 大学院には、前条第1項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごとに、必要数置くものとする。

一 修士課程を担当する教員にあっては、次の1に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者

イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者

ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者

ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者

二 博士課程を担当する教員にあっては、次の1に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者

イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者

ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者

## 第4章 学生定員

### (学生定員)

第10条 学生定員は、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。

## 第5章 教育方法等

### (授業及び研究指導)

第11条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以上「研究指導」という）によって行うものとする。

### (授業科目)

第12条 大学院には、専攻に応じ、教育上必要な授業科目を開設するものとする。

### (研究指導)

第13条 研究指導は、第9条の規定により置かれる教員が行うものとする。

2 大学院は、教育上有益と認めるときは、博士課程の学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

### (修士課程の教育方法の特例)

第14条 修士課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

### (大学設置基準の準用)

第15条 大学院の各授業科目の単位数、単位の計算法、授業日数、授業期間、授業の方法及び単位の授与並びに他の大学院における授業科目の履習等については、大学設置基準（昭和31年文部省令第27号）第25条から第27条まで、第28条の2、第30条、第31条並びに第31条の2第1項及び第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定を準用する。この場合において、第31条の2第2項中「30単位」とあるのは「10単位」と読み替えるものとする。

## 第6章 課程の修了要件等

### (修士課程の修了要件)

第16条 修士課程の修了の要件は、大学院に2年

以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。

2 前項の場合において、当該修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(博士課程の修了要件)

第17条 博士課程の修了の要件は、大学院に5年(修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年(修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む)以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第18条 修士課程又は博士課程を終了した者は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)の定めるところにより、学位を授与されるものとする。

#### 第7章 施設及び設備

(講義室等)

第19条 大学院には、当該大学院の教育研究に必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。

(機械)

第20条 大学院には、研究科又は専攻の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。

(図書及び学術雑誌)

第21条 大学院には、研究科及び専攻の種類に応じて必要な種類及び冊数の図書及び学術雑誌(マイクロフィルムによるものを含む)を系統的に整理して備えるものとする。

(学部等の施設及び設備の共用)

第22条 大学院は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、大学附置の研究所等の施設及び設備を共用することができる。

#### 第八章 雑則

(事務組織)

第23条 大学院を置く大学には、大学院の事務を

処理するため、適当な事務組織を設けるものとする。

(医学及び歯学の研究科に関する特例)

第24条 医学及び歯学の研究科に関する基準は、別に定める。

附則

1 この省令は昭和50年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 昭和50年度に開設しようとする大学院の設置認可の申請に係る審査に当たっては、この省令の規定の適用があるものとする。

3 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)の1部を次のように改正する。

第66条中「大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)」の下に「及び大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)」を加える。

#### 資料 10 (本文P.65)

短期大学基準

大学設置審議会決定(24.8)

第一 趣旨

一 短期大学は、高等学校の教育の基礎の上に二年(又は三年)の実際的な専門職業に重きを置く大学教育を施し、良き社会人を育成することを目的とする。

短期大学は、一般教養との密接な関連において、職業に必須な専門教育を授ける完成教育機関であり、同時に大学教育の普及と成人教育の充実を旨とする新しい使命をもつものであるが、他面四年制大学との連けいの役割をも果たすることができる。

以上の目的にかんがみ、その組織施設については、特にその機能が充分発揮できるように充実されることが大切である。

二 この設置基準は、短期大学の最低の基準を示すものであって、新しく設置される短期大学について適用されるものである。

三 短期大学としての適否を判定するには、各短期大学が掲げている目的あるいは果そうとする使命に即してその短期大学が表示している全形態を基礎としてこれを行わなければならない。

四 この基準には学校教育法及び同法施行規則に決められている事項は省略してある。

第2 設置基準

一 短期大学は、その名称を〇〇短期大学と呼称する。

(大学に併設の場合は〇〇大学短期大学部と呼称することができる)

二 短期大学は、その設置の目的使命を明示しなければならない。

三 短期大学における学科又は専攻部門の設置は左の基準による。

短期大学の学科又は専攻部門は、文学、語学、図書館学、経済学、商学、理学、工学、農学、水産学、家政、教育(保育を含む)、体育、社会事業、厚生、芸術、新聞、その他、学科又は専攻部門として適当な規模内容があると認められたものとする。なお実質及び規模が一学科又は一専攻部門を構成するのに適当なときは、必要に応じこれを分合して一学科又は一専攻部門とすることができる。

四 短期大学は、その目的使命を達成するために、必要な授業課目の制度を設けなければならない。その教育組織は次の基準による。

1 専任の教授・助教授・専任講師の数は、一学科又は一専攻部門の場合には三人以上とし、一学科又は一専攻部門を増すごとに二人以上を増さなければならない。

なお、学生数に応じて必要数の専任者を増さなければならない。

2 主要な科目は専任の教授・助教授が担任することを原則とする。

適当な教授・助教授が得られない場合は専任講師又は兼任者が担当することができる。但しその場合兼任者の数は、専任者の二倍を越えてはならない。

3 助手は事情によってはこれを欠くことができる。

4 講義を担当しない教授又は、助教授を置くことができる。

五 教員はその担当する授業科目並びにその教授法の研究に努め、学生の学習及び一般生活の補導について責任を負わなければならない。

教員の資格等については次の基準による。

1 教授、助教授の資格は、次の各項のいずれか一つに該当するものであって、教育の能力があると認められたものでなければならない。

イ 学位を有する者。

ロ 研究業績のある者。

ハ 教育上・学問上の業績ある教育経験者・教授にあっては、高等専門学校以上の学校で三年以上教員の経験があり、教授上、学問上の業績がある者。

助教授にあっては、高等専門学校以上の学校で一年以上教員(大学の助手・副手・大学院生を含む)の経験があり、教授上又は学問上の能力ありと認められた者

二 学術技能に秀でた者

2 専任講師の資格は、教授又は助教授の資格に準ずる。

3 教授、助教授、専任講師、助手には、研究に対する必要な施設と時間とが与えられなければならない。

4 専任の教授、助教授、専任講師、助手には、その精力と時間とを他の業務に割くことなく、自らその家族を支えることができるような適当な給与が与えられなければならない。

六 学生定員は、学科数又は専攻部門、授業科目数、教授能力、講義並びに実験実習設備、衛生施設等を充分考慮して決定しなければならない。定員については、教授会の議が尊重されなければならない。

七 学生の入学に関しては次の基準による。

入学資格は学校教育法及び同法施行規則に定められたところによる。但し、入学試験を行い、短期大学における学業を修め得る見込のある者を選択することができる。

入学試験の科目は、各短期大学においてこれを決定することができるが、学科試験の科目は高等学校の課程の範囲内で選ばなければならない。

八 授業科目及びその単位数は、左の基準による。

1 短期大学は左に掲げる一般教養科目中三系列の関係科目にわたって、それぞれ二科目以上を用意しなければならない。

人文関係科目

哲学、倫理学、宗教、歴史、文学、音楽、美術、演劇、外国語等

社会科学関係科目

社会学、法学、政治学、経済学、教育、心理学、人文地理、文化人類学等、

自然科学関係科目

数学、統計学、物理学、地学、生活科学、生物学、実験心理学等

必要に応じ前掲以外の科目を、一般教養科目に加えることができる。

- 2 短期大学は体育に関する講義及び実技各一単位以上を課することを要する。
- 3 専門科目については、各学科又は各専門にわたり適当数の授業科目を設けなければならない。
- 4 一科目に対する課程を修了した学生には単位を与えるものとする。  
各科目に対する単位数は、次の基準によって計算する。四学期制においては、二学期制に準ずる。  
イ 講義に対しては、1時間の講義に対し教室外における2時間の準備又は学習を必要とすることを考慮し、毎週1時間15週の講義を1単位とする。  
ロ 数学演習のごとき演習は、2時間の演習に対し1時間の準備を必要とすることを考慮し、毎週2時間15週の演習又は実習を1単位とする。  
ハ 化学実験、機械実験、農場実習、工作実習、機械製図、体育の実技の如き実験室又は実習場における授業に対しては、学習はすべて実験室又は実習場において行われるものであることを考慮し、毎週3時間15週の演習又は実習を1単位とする。
- 九 卒業者に対する最低要求は、左の基準によるものとする。
  - 1 卒業資格の最低要求は八の4に定められた単位60及び体育の単位2を2箇年以上に取得することとする。
  - 2 学生は一般教養科目中八の1に示す三系列の関係科目にわたって、それぞれ4単位以上合計20単位以上と、専門科目については、30単位以上を取得しなければならない。
  - 3 三年制短期大学にあっては、一般教養科目については10単位、専門科目については15単位、体育単位を増し、合計93単位を取得するものとする。
- 十 短期大学は、学科又は専攻部門の種類

学生数等についての組織、規模に応じ、左に掲げのような施設及び設備をもつことを基準とする。

- 1 校地は文教にふさわしい環境をもち、校舎敷地のほかに適当の空地を存し、学生が授業時間外において休息運動などのできるようになるべく広いことが望ましい。
- 2 校舎、諸施設設備は、短期大学の組織規模に応じ、教授上、研究上及び保健上の必要を考慮し、少くとも左に掲げるものを備え、且つそれらの施設は常に改善されなければならない。
  - イ 教室、実験実習室、図書館、研究室、医療室、学長室、事務室、共学の場合にはそれに必要な特別の設備、その他必要な施設。
  - ロ 図書閲覧室においては、学生の数に応ずる適当な座席。
  - ハ 学科又は専攻部門の種類に応じ、特に質を考慮された一般教養、専門の図書の相当部数。あわせて学生の自発的研究を可能ならしめるように整備と指導との用意がなされ、又常に新刊図書、定期刊行物の購入がなされなければならない。  
なお、図書館に関しては別に示す程度に整備されることが望ましい。
- 二 教授上、研究上必要な機械、器具、標本の最低必要量その他学科又は専攻部門の規模に応じ必要な施設を備えなければならない。
- 十一 法人の設置する短期大学の資産、並びに維持経営の方法は、次の基準による。
  - 1 短期大学は、その組織規模に相応する校地、校舎、諸施設設備等のほか、適当額の資産を備える。
  - 2 経営に必要な財産的基礎を確立することが必要である。このために学生から徴収する授業料及び前項資産から生ずる果実のほか、必要に応じ相当の収入を得られる適当な機関を置くことができる。
- 十二 短期大学が大学高等学校等に併設される場合には、短期大学の本質にかんがみ、前記諸施設設備等はこれに応ずるように特に考慮されなければならない。  
なお、授業は、他の併設学校と別に行わなければならない。
- 十三 夜間において授業を行う短期大学にあっては、



前記の基準を適用することはもちろんであるが、その教員組織及び夜間の授業に必要な諸施設設備等については、特に考慮されなければならない。

#### 備考

- 一 短期大学の専攻科、別科については、別に定める。
- 二 短期大学の通信教育の基準は、別に定める。

#### 資料 11 (本文 P. 65)

短期大学教育課程等研究協議会において、短期大学の教育内容について討議された結果教育内容充実のため利用するように取りまとめた

短期大学の教育内容について

(昭和26年10月6日)

(性格及び特色)

- 1 完成教育である。但し大学に連けいができる。
  - 2 実際の専門教育と一般教育とを併せ課する。
  - 3 実際の専門教育としては、職業教育を主とするが、その他の専門教育課程も置くことができる。
  - 4 教育内容は修業年限が短期であることに鑑み、特に高等学校における教育との緊密な関係に留意しなければならない。
  - 5 大学の教育に比較すれば教育内容は科学的であることは勿論であるが、むしろ、より実際の職業的であるところに特色がある。
- (一般教育)
- 6 一般教育は専門教育の子備課程ではないが、専門教育との相互関連において、その課程が計画せらるべきである。
  - 7 一般教育の科目数と一科目の単位数とは相互関係を考慮して適当に定むべきで、総合科目制によることも一方法である。
  - 8 一般教育の学術の内容については、例えば概括的に専門職業分野に概観を与えるか、又は専門学科と関連して特殊であるが而も一般教育に広い視野を与えるか等、考慮が払われることが望ましい。
  - 9 設置基準における一般教育に関する科目は、一般的な例示であって、各大学の目的使命に応じて、一定方針の下に、適当な科目編成をすることは妨げない。

(専門教育)

- 10 専門教育の学科は実際的で而も科学的であり、大学、高等学校の学科に比べて、その内容と程度において特色がなければならない。
- 11 学科目には、短期大学の特色を発揮するために適当な実際の、技術的な科目が置かれることが望ましいが、学科目によってはその担当教員につき、わが国の現状においては特殊技術者を講師に採用するも止むを得ないであろう。
- 12 専攻学科の編成において、科目が広く一般的であるか、特殊の専門について集約的であるかは、その短期大学において、一面産業の実態、社会の要求、学生の志望を勘案して定めることが必要である。
- 13 一学科で多様な目的、例えば二種以上の教員、又は技術者資格を得るような学科目の編成は、学科の中心が失われる恐れがあるから、特に注意することが望ましい。

(教育方法)

- 14 学科目の履習は単位制によることを原則とし、従って学年制をとらない。但し科目により履習の順序を指導することは望ましい。
- 15 必修科目と選択科目の割合の適正に留意し、選択科目の履習は、適切な教育指導によるか、又は標準課程を設けることも一方法である。
- 16 一般教育と専門教育の両課程における同種の科目については、その内容の重複を避け、科目の特質に意を用いるべきである。
- 17 外国語については、必修又は選択科目として少なくとも一ヶ国語を履修させることが望ましい。
- 18 教育の方法については問題法、構案法、実験法等により教育効果を期し、特に講義法の改善、図書館利用の方途を講じたい。
- 19 自学研究の指導により、1単位の学習内容を充実して設置基準所定の最低単位の取得をもって、専攻学科履修の目的達成を期することが望ましい。
- 20 施設の可能な範囲において、別科の外、選科、特修科等の聴講制を設けて、大学教育を公開し地域社会の教育に資することは望ましい。

#### 資料 12 (本文 P. 68)

文部省令第21号

学校教育法(昭和22年法律第26号)第3条,第8

条及び第88条の規定に基づき、短期大学設置基準を次のように定める。

昭和50年4月28日 文部大臣 永井 道雄

## 短期大学設置基準

### 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 学科（第2条）
- 第3章 学生定員（第3条）
- 第4章 授業科目（第4条—第6条）
- 第5章 単位（第7条・第8条）
- 第6章 授業（第9条—第13条）
- 第7章 卒業の要件（第14条—第16条）
- 第8章 教員組織（第17条—第19条）
- 第9章 教員の資格（第20条—第23条）
- 第10章 校地、校舎等の施設（第24条—第27条）
- 第11章 設備及び附属施設（第28条—第30条）
- 第12章 事務組織等（第31条—第34条）

### 附則

#### 第1章

##### （趣旨）

第1条 短期大学は、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、短期大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 短期大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、各短期大学が掲げている目的及び果たそうにする使命に即してその水準の向上を図ることに努めなければならない。

#### 第2章 学科

##### （学科）

第2条 学科は、教育研究上の必要に応じ組織されるものであって、教員組織その他が学科として適当な規模内容をもっと認められるものとする。

2 学科には、教育上特に必要があるときは、専攻課程を置くことができる。

#### 第3章 学生定員

##### （学生定員）

第3条 学生定員は、学科ごとに学則で定めるものとする。この場合において、学科に専攻課程を置くときは、専攻課程を単位として学科ごとに定めるものとする。

2 学生定員は、教員組織、校地、校舎その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。

#### 第4章 授業科目

##### （授業科目の区分及び開設）

第4条 授業科目は、その内容により一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目に分けて開設するものとする。

##### （一般教育科目）

第5条 一般教育科目に関する授業科目は、人文、社会及び自然の三分野にわたって開設するものとする。

2 前項の授業科目は、の学問分野に関するもの又は特定の主題を教授するため2以上の学問分野の内容を総合したものとする。

##### （授業科目の区分に関する履習上の特例）

第6条 短期大学は、第4条に規定する授業科目の区分により開設する授業科目について、学生の専攻との関連において教育上有益と認めるときは、当該授業科目の区分以外の区分に係る授業科目として履修させることができる。

#### 第5章 単位

##### （各授業科目の単位数）

第7条 各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。

##### （単位の計算方法）

第8条 各授業科目の単位数は、1単位の履習時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

一 講義については、教室内における1時間の講義に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、15時間の講義をもって1単位とする。ただし、教室外の準備のための学修が基準どおりできない事情があるとき又は教育効果を考慮して必要があるときは、1時間半又は2時間の講義に対してそれぞれ教室外における1時間半又は1時間の準備のための学修を必要とするものとし、22時間半又は30時間の講義をもって1単位とすることができる。

二 演習については、教室内における2時間の演習に対して教室外における1時間の準備のための学修を必要とするものとし、30時間の演習をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては、

教育効果を考慮して必要があるときは、1時間の演習に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、15時間の演習をもって1単位とすることができる。

三 実験・実習及び実技については、学修は、すべて実験室、実習場等で行われるものとし、45時間の実験、実習又は実技をもって1単位とする。

## 第6章 授業

### (授業日数)

第9条 1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35週にわたり210日を原則とする。

### (教育課程の編成方法)

第10条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

### (授業期間)

第11条 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、外国語の演習、体育実技等の授業について教育上特別の必要があると認められる場合は、この限りでない。

### (授業を行う学生数)

第12条 1の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を高め得るような適当な人数とするものとする。

### (授業の方法)

第13条 授業の方法は、講義、演習、実験・実習又は実技とする。

## 第7章 卒業の要件

### (単位の授与)

第14条 短期大学は、1の授業科目を履習した者に対しては、試験の上単位を与えるものとする。

### (卒業の要件)

第15条 修業年限が2年の短期大学の卒業の要件は、短期大学に2年以上在学し、次の各号に定める単位を含め、第4条に規定する授業科目の区分ごとに短期大学が定める62単位以上を修得することとする。

一 一般教育科目については、人文、社会及び自然の3分野にわたり8単位以上

二 保健体育科目については、講義及び実技2単位以上

三 専門教育科目については、28単位以上

2 修業年限が3年の短期大学の卒業の要件は、短期大学に3年以上在学し、次の各号に定める単位を含め、第4条に規定する授業科目の区分ごとに短期大学が定める93単位以上を修得することとする。

一 一般教育科目については、人文、社会及び自然の3分野にわたり8単位以上

二 保健体育科目については、講義及び実技2単位以上

三 専門教育科目については、50単位以上

### (卒業の要件の特例)

第16条 夜間においては授業を行う学科その他授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学科(以下「夜間学科等」という)に係る修業年限が3年の短期大学の卒業の要件は、前条第二項の規定にかかわらず、短期大学に3年以上在学し、同条第一項各号に定める単位を含め、第4条に規定する授業科目の区分ごとに短期大学が定める62単位以上を修得することとすることができる。

## 第8章 教員組織

### (授業科目の担当)

第17条 教育上主要と認められる授業科目(以下「主要授業科目」という)は、専任の教授又は助教授が担当するものとする。ただし、主要授業科目を担当すべき適当な教授又は助教授が得られない場合に限り、専任の講師又は兼任の教授、助教授若しくは講師がこれを担当することができる。

2 主要授業科目以外の授業科目についてもなるべく専任の教授、助教授又は講師がこれを担当するものとする。

3 演習、実験・実習又は実技については、なるべく助手に補助させるものとする。

### (授業を担当しない教員)

第18条 短期大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。

### (専任教員数)

第19条 専任教員の数は、別表第1に定める数以上とする。

## 第9章 教員の資格

### (教授の資格)

第20条 教授となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)を有する者

二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

三 芸術上の優れた業績があると認められる者及び実際の技術の修得を主とする分野にあっては実際の技術に秀で教育の経歴のある者。

四 大学（短期大学を含む。以下同じ）において教授の経歴のある者

五 大学において助教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者。

六 高等専門学校において教授又は助教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者

七 研究所、試験所、病院等に10年以上在職し、研究上の業績があると認められる者。

（助教授の資格）

第21条 助教授となることのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

一 前条に規定する教授となることのできる者。

二 大学において助教授又は専任の講師の経歴がある者。

三 高等専門学校において助教授又は専任の講師の経歴があり、教育研究上の能力があると認められる者

四 大学において3年以上又は高等専門学校において5年（学士の称号を有する者にあつては3年）以上助手又はこれに準ずる職員としての経歴があり、教育研究上の能力があると認められる者

五 修士の学位を有する者又は旧大学令（大正七年勅令第388号）による大学の大学院に3年以上在学した者で、教育研究上の能力があると認められる者。

六 研究所、試験所、病院等に5年以上在職し、研究上の業績があると認められる者

（講師の資格）

第22条 講師となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 第20条又は前条に規定する教授又は助教授となることのできる者。

二 特定の分野について教育上の能力があると認められる者

（助手の資格）

第23条 助手となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 学士の称号を有する者。

二 前号の者に準ずる能力があると認められる者。

第10章 校地、校舎等の施設

（校地）

第24条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

2 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。

（校舎等）

第25条 校舎には、短期大学の組織及び規模に応じ、少なくとも次の各号に掲げる施設を備えるものとする。

一 学長室、会議室、事務室

二 教室（講義室、演習室、実験室、実習室等する）、研究室

三 図書室。

2 教室は、学科の種類及び学生数に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。

3 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。

4 図書館には、短期大学の教育研究を促進できるように適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。

5 閲覧室の座席数は、別表第2に定める数以上とする。

6 短期大学には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく講堂、体育館、学生自習室及び学生控室、寄宿舎その他の学生の厚生補導に関する施設を備えるものとする。

（校地の面積）

第26条 校地の面積（寄宿舎その他附属施設用地の面積を除く）は、別表第3に定める面積に次条の規定により算定した面積の4分の1に相当する面積を加えた面積以上とする。ただし、特別の事情があり、この面積が得られない場合は、教育に支障のない限度において、この面積の一部を減ずることができる。

（校舎の面積）

第27条 校舎の面積は、1の分野についてのみ学科を置く短期大学にあっては、別表第4イの表に定める面積以上とし、2以上の分野についてそれぞれ

学科を置く短期大学にあっては、当該2以上の分野のうち同表の同一分野に属する学科の学生総定員の百人までの欄の基準校舎面積が最大である分野についての同表に定める面積に当該分野以外の分野についてのそれぞれ別表第4ロの表に定める面積を合計した面積を加えた面積以上とする。

第11章 設備及び附属施設

(機械、器具等)

第28条 短期大学には、学科の種類、学生数及び教員数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。

(図書及び学術雑誌)

第29条 短期大学には、授業科目の種類に応じ、別表第5に定める冊数及び種類数以上の図書及び学術雑誌(マイクロフィルム等によるものを含む。同表において同じ)を系統的に整理して備えるものとする。

(附属施設)

第30条 短期大学には、学科の種類に応じ、教育研究上必要な場合は、適当な規模内容を備えたた附属施設を置くものとする。

第12章 事務組織等

(事務組織)

第31条 短期大学には、その事務を処理するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

(厚生補導の組織)

第32条 短期大学には、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。

(図書館の専任職員)

第33条 図書館には、その機能を十分発揮させるために必要な専任の職員を置くものとする。

(その他の基準)

第34条 専攻科及び別科に関する基準は、別に定める。

附則

1 この省令は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 昭和51年度又は昭和52年度に開設しようとする短期大学又は短期大学の学科の設置認可の申請に係る審査に当たっては、この省令の規定の適用があるものとする。

3 この省令施行の際、現に設置されている短期大学に在職する教員については、その教員が現に在職する教員の職に在る限り、この省令の教員の資格に関する規定は、適用しない。

4 この省令施行の際、現に設置されている短期大学の組織、編制、施設及び設備でこの省令施行の日前に係るものについては、当分の間、従前の例によることができる。

5 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)の一部を次のように改正する。

第66条中「大学院を含む。」を「大学院を含み、短期大学を除く。以下この項において同じ。」に改め、同条に次の1項を加える。

短期大学の設備、編制、学科、教員の資格その他短期大学の設置に関する事項は、短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)の定めるところによる。

6 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の1部を次のとおり改正する。

第46条中「、短期大学」を削る。

別表第1(第19条関係)

イ 一般教育科目、外国語科目及び保健体育科目の専任教員数の表

入学定員	150人まで	250人まで	400人まで	600人まで
教員数	3	4	5	6

備考

一 この表に定める入学定員は、2以上の学科を置く短期大学の場合は、各学科の入学定員の合計数とする。

二 この表に定める教員数は、教授、助教授又は講師の数を示し、その3割以上は教授とする(ロの表において同じ)。

三 入学定員が150人を著しく下回る場合には、教員1人を減ずることができる。

四 入学定員が600人を超える場合には、その超える入学定員に応じて、この表に定める教員数に相当数を加えたものとする。

五 夜間学科等を併せ置く場合の教員数については、別に定める。

ロ 専門教育科目の専任教員数の表

学科の属する分野の区分	1学科の入学定員	同一分野に属する学科が1学科の場合の教員数	同一分野に属する学科を2以上置く場合の学科の教員数
文学関係又は宗教関係	100	5	4
法律関係, 商業関係又は経済関係	100	7	4
教養関係	100	8	—
家政関係	100	5	4
教員養成関係			
初等教育	50	8	—
幼児教育	50	6	—
工業関係又は農業関係	50	7	4
医療技術関係又は保健関係	50	7	4
看護関係	50	7	—
体育関係	50	6	4
美術関係	50	5	3
音楽関係	50	5	5

備考

一 この表の入学定員及び教員数は、学科に専攻課程を置く場合については、専攻課程の入学定員及び教員数とする。

二 入学定員が、この表に定める数を超える場合には、その超える入学定員に応じて、この表に定める教員数に相当数の教員数を加えたものとする。

三 第15条第二項の学科については、この表に定める教員数（入学定員がこの表に定める数を超える場合には、前号の規定により算定した教員数とする。）に相当数の教員数を加えたものとする。

四 教育課程が同一又は類似の夜間学科等を併せ置く場合の教員数については、別に定める。

五 同一分野に属する学科又は専攻課程を2以上置く場合で、この表により難いときの教員数については、別に定める。

六 この表に掲げる分野以外の分野に属する学科の教員数については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、これにより難い場合は別に定める。

別表第2（第25条関係）

学生総定員	200人まで	400人まで	600人まで	1,000人まで
閲覧室の座席数	20	30	40	50

備考

一 学生総定員が1,000人を超える場合の座席数は、学生総定員の100分の5以上とする。

二 夜間学科等を併せ置く場合の座席数については別に定める。

別表第3（第26条関係）

学生総定員	100人まで	150人まで	200人まで	250人まで	300人まで	350人まで	400人まで	450人まで	500人まで	550人まで	600人まで	650人まで	700人まで
面積 (平方メートル)	7,200	7,700	8,600	9,500	10,600	11,700	12,800	13,700	14,600	15,500	16,400	17,300	18,200

750人まで	800人まで	850人まで	900人まで	950人まで	1,000人まで
19,100	20,000	20,900	21,800	22,700	23,600

備考

一 学生総定員が1,000人を超える場合には、その超える学生総定員に応じて、この表に定める面積に相当数の面積を加えたものとする。

二 夜間学科等を併せ置く場合の面積については、別に定める。

藤本・宮崎・白鳥：人間的観点からの家政学・家庭科の分析

別表第4（第26条，第27条関係）

イ 基準校舎面積の表

同一分野に属する学科の学生総定員	100人までの場合の面積（平方メートル）	150人までの場合の面積（平方メートル）	200人までの場合の面積（平方メートル）	250人までの場合の面積（平方メートル）	300人までの場合の面積（平方メートル）	350人までの場合の面積（平方メートル）	400人までの場合の面積（平方メートル）	450人までの場合の面積（平方メートル）	500人までの場合の面積（平方メートル）	550人までの場合の面積（平方メートル）	600人までの場合の面積（平方メートル）
文学関係又は宗教関係	1,600	1,700	1,900	2,100	2,350	2,600	2,850	3,050	3,250	3,450	3,650
法律関係，商業関係又は経済関係	1,600	1,700	1,900	2,100	2,350	2,600	2,850	3,050	3,250	3,450	3,650
教 養 関 係	1,600	1,700	1,900	2,100	2,350	2,600	2,850	3,050	3,250	3,450	3,650
家 政 関 係	2,000	2,100	2,350	2,600	2,850	3,100	3,350	3,600	3,850	4,100	4,350
教 員 養 成 関 係	2,000	2,100	2,350	2,600	2,850	3,100	3,350	3,600	3,850	4,100	4,350
工 業 関 係	2,100	2,250	2,500	2,900	3,350	3,800	4,250	4,750	5,200	5,650	6,100
農 業 関 係	2,000	2,150	2,400	2,750	3,200	3,650	4,150	4,600	5,050	5,500	6,000
医療技術関係又は保健関係	1,850	1,950	2,200	2,450	2,800	3,100	3,400	3,750	4,050	4,350	4,650
看 護 関 係	2,000	2,100	2,350	2,600	2,850	3,100	3,350	3,600	3,850	4,100	4,350
体 育 関 係	1,700	1,850	2,050	2,250	2,500	2,750	3,000	3,250	3,500	3,750	4,000
美 術 関 係	1,500	2,050	2,250	2,600	3,000	3,350	3,750	4,150	4,550	4,950	5,350
音 楽 関 係	1,700	1,850	2,050	2,350	2,700	3,100	3,450	3,800	4,200	4,550	4,950

備考

- 一 この表に掲げる面積には，講堂，寄宿舎，附属施設等の面積は含まない（ロの表において同じ）。
- 二 同一分野に属する学科の学生総定員が600人を超える場合には，その超える学生総定員に応じて，この表に定める面積に相当数の面積を加えたものとする（ロの表において同じ）。
- 三 教育課程が同一又は類似の夜間学科等を併せ置く場合の面積については，別に定める（ロの表において同じ）。
- 四 この表に掲げる分野以外の分野に属する学科に係る面積については，当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし，これにより難い場合は別に定める（ロの表において同じ）。

東京家政大学生活科学研究所研究報告集第5集

ロ 加算校舎面積の表

学科の属する分野の区分	同一分野に属する学科の学生総定員	100人までの場合の面積(平方メートル)	200人までの場合の面積(平方メートル)	300人までの場合の面積(平方メートル)	400人までの場合の面積(平方メートル)	500人までの場合の面積(平方メートル)	600人までの場合の面積(平方メートル)
文学関係又は宗教関係		1,000	1,300	1,800	2,300	2,700	3,050
法律関係, 商業関係又は経済関係		1,000	1,300	1,800	2,300	2,700	3,050
教 養 関 係		1,000	1,300	1,800	2,300	2,700	3,050
家 政 関 係		1,250	1,550	2,050	2,550	3,050	3,550
教 員 養 成 関 係		1,250	1,550	2,050	2,550	3,050	3,550
工 業 関 係		1,500	1,900	2,850	3,750	4,700	5,600
農 業 関 係		1,500	1,850	2,800	3,700	4,650	5,990
医療技術関係又は保健関係		1,250	1,600	2,250	2,850	3,500	4,100
看 護 関 係		1,250	1,550	2,050	2,550	3,050	3,550
体 育 関 係		1,400	1,700	2,200	2,700	3,200	3,850
美 術 関 係		1,300	1,650	2,500	3,300	4,050	4,800
音 楽 関 係		1,250	1,550	2,300	3,150	3,800	4,550



別表第5（第29条関係）

イ 一般教育科目，外国語科目及び保健体育科目に関する図書の冊数の表

授業科目の区分	図書の冊数
一般教育科目	人文，社会及び自然の各分野についてそれぞれ400以上 合計1,500
外国語科目	500
保健体育科目	200

ロ 専門教育科目に関する図書の冊数及び学術雑誌の種類数の表

学科の属する分野の区分	一学科の図書の冊数	一学科の学術雑誌の種類数
文学関係又は宗教関係	4,000	15
法律関係，商業関係又は経済関係	5,000	25
教養関係	5,000	25
家政関係	3,000	10
教員養成関係	4,000	15
工業関係又は農業関係	4,000	25
医療技術関係又は保健関係	4,000	25
看護関係	3,000	20
体育関係	3,000	10
美術関係	3,000	10
音楽関係	3,000	10

備考

一 この表に定める図書の冊数及び学術雑誌の種類数は，学科に専攻課程を置く場所については，専攻課程の図書の冊数及び学術雑誌の種類とする。

二 同一分野に属する学科を2以上置く場合には，1学科についてはこの表に定めるところにより，他の学科についてはこの表に定める図書の冊数及び学術雑誌の種類数のそれぞれ3割以上とする。

三 第15条第2項の短期大学の学科については，この表に定める図書の冊数及び学術雑誌の種類数のそれぞれ3割以上を加えたものとする。

四 同一分野に属する学科を2以上置く場合で，第15条第2項の短期大学の学科を含むときには，1

の同項の学科については，この表に定める図書の冊数及び学術雑誌の種類数にそれぞれその3割以上を加えたものとし，他の学科については，この表に定める図書の冊数及び学術雑誌の種類数のそれぞれ3割以上とする。

五 この表に掲げる分野以外の分野に属する学科の図書の冊数及び学術雑誌の種類数については，当該学科の分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし，これより難しい場合は別に定める。

以下略

資料 13（本文P.69）

新制大学別科設置について（25・6・7）

（公私立新制大学長宛 管理局長）

前文 略，別科の設置については本科の教育実施上影響を及ぼすところが少くないので，更めて大学設置審議会に諮ることとしたいので，別科を設置している向及び設置を希望の向は，別記書類を管理局管理課へ御提出ありたい。

〇〇 大学 別科設置要項  
〇〇短期大学

一 目的及使命

二 位置

三 校地 総坪数 坪

四 校舎等建物 総坪数 坪（図面添付）

	使用種別	
	室名	建物種別
	室名	大学専用
	室数	
	一室坪数	
	収容人員	

	室名	短期大学専用
	室数	
	一室坪数	
	収容人員	
	室名	別科専用
	室数	
	一室坪数	
	収容人員	
	室名	共用
	室数	
	一室坪数	
	収容人員	

備考

- 一 客名の欄には各室毎に学長室、会議室、普通教室、特別教室等の種別により記入すること。
- 二 大学に短期大学を併設している場合は、大学専用、短期大学専用、別科専用等の如く記入すること。(同一建物に高等学校その他を併設の場合は適当欄を設け記入すること。)
- 三 図面は各平面図として各室名を記入し、使用別を色分けにて表示すること。
- 五 図書標本機械器具等施設概要(専用、共用を明示すること。)
- 六 科、又は専攻部門別学科目概要
- 七 履修方法概要
- 八 教員組織概要

講師	助教授	教授	教員	学長		
					専任	大学人員
					兼任	
					計	
					専任	短期大学人員
					兼任	
					計	
					専任	別科人員
					兼任	
					計	
						備考

備考

大学、短期大学兼任者の中別科を兼任しているときは、大学、短期大学専任欄に括弧を以てその人数を表示すること。

九 科又は専攻部門別学生定員

注 大学、短期大学に各々別科を設置の場合は各別科設置要項を作成すること。

本稿の執筆について、ご指導をいただき終始激励してくださいました本学生活科学研究所所長仲 三郎教授、暖かい理解をおよせくださいました児童・栄養・服飾美術の学科長の先生方に深く感謝いたしております。

また資料の収集および整理にあたって、ご協力いただいた書記補の鈴鹿安紀子氏に心よりお礼を申し上げます。

引用文献

- 1) 文部省：学制百年史資料編・ぎょうせい・1976  
P. 15
- 2) 文部省：「前掲書」 P. 29
- 3) 文部省：学制百年史・ぎょうせい・1976  
P. 403
- 4) 学校法人渡辺学園九十年史編集委員会：渡辺学園九十年史 P. 407 昭和46年11月6日
- 5) 代表石川謙：近代日本教育制度史料 第6巻  
P. 14 講談社 1979
- 6) 代表石川謙：「前掲書」 P. 29
- 7) 大学規準協会編：大学基準協会十年の歴史・大学規準協会 1957
- 8) 東京女子高等師範学校六十年史 P. 214~224  
東京女高師 1934
- 9) 林太郎：家政学の状況・「家政学」No. 1 P. 2  
家政学講座刊行会編集 1950
- 10) 松平友子：家政学原論 P. 68 光生館 1968
- 11) 松平友子：「前掲書」 P. 69
- 12) 林太郎：新制女子大学と家政学部創設事情・東京家政学院大学紀要10号 1970
- 13) 日本女子大学校40年史 P. 230~232 1942
- 14) 渡辺学園：渡辺学園百年史 P. 96~100 1981
- 15) 学校法人渡辺学園九十年史編集委員会：「前掲書」 P. 173
- 16) 文部省：「前掲書」 P. 892~893
- 17) 渡辺学園：「前掲書」 P. 71
- 18) 文部省：「前掲書」 P. 901~903
- 19) 文部省：「前掲書」 P. 904
- 20) 伊藤裕子：短大家政科の発達経過(1)・松山東雲短大研究論集 7巻2号 P. 88 1976
- 21) 渡辺学園：「前掲書」 P. 158~160
- 22) 渡辺学園：「前掲書」 P. 160~161
- 23) 文部省：「前掲書」 P. 906~907

参考文献

- 1) 大瀧ミドリ・藤本やす・白鳥つや子：人間的観点からの家政学・家庭科の分析・東京家政大学生生活科学研究所研究報告・第1集, 1978
- 2) 藤本やす・宮崎照子・宇高京子：人間観点からの家政学・家庭科の分析・東京家政大学生生活科学研究所研究報告・第2集 1979
- 3) 宮崎照子・藤本やす・宇高京子：人間的観点からの家政学・家庭科の分析・東京家政大学生生活科学研究所研究報告・第3集 1980
- 4) 藤本やす・宇高京子・宮崎照子：人間的観点からの家政学・家庭科の分析・東京家政大学生生活科学研究所研究報告・第4集 1981
- 5) 村上俊亮・坂田吉雄：明治文化史3 道徳教育編 開国百年記念文化事業会誌・1955
- 6) 近代日本教育制度史料編纂会編集：近代教育制度史料・第4巻 第5巻 第6巻 第7巻・1976
- 7) 常見育男著：家政学成立史・光生館・1971
- 8) 文部省：学制百年史・ぎょうせい・1976
- 9) 文部省：学制百年史資料編・ぎょうせい。1676
- 10) 大橋広：日本家政学会誌20(5号) 1969
- 11) 日本女子大学園史：日本女子大学 1968
- 12) 大学規準協会編：大学基準協会十年の歴史 1957
- 13) 文部省：昭和51年度短期大学一覧